

ICSID条約第13条に基づく
仲裁人及び調停人の指名に向けた調査・分析に関する
委託調査報告書

公益社団法人 日本仲裁人協会
平成26年3月31日

内 容

I	はじめに	- 1 -
1	本報告の目的	- 1 -
2	報告の概要	- 2 -
a.	投資協定仲裁における仲裁人の調査 (II)	- 2 -
b.	投資協定仲裁における仲裁判断 (III)	- 3 -
c.	アジアの主な国における仲裁政策 (IV)	- 4 -
d.	仲裁人候補者リスト作成のガイドライン(V)	- 5 -
II	投資協定仲裁における仲裁人の調査	- 7 -
1	調査の目的・視点	- 7 -
2	調査の方法と枠組み	- 7 -
3	調査の結果の概略	- 7 -
III	投資協定仲裁における仲裁判断	- 12 -
1	調査の目的・視点	- 12 -
2	調査の方法と枠組み	- 12 -
3	調査結果の概略	- 12 -
IV	アジアの主な国における仲裁政策	- 15 -
1	仲裁実務の big picture	- 15 -
2	仲裁政策—国家としての取り組み	- 17 -
a	国策としての仲裁政策	- 17 -
b	歴史的経緯	- 19 -
c	行政による支援	- 21 -
d	司法による支援	- 27 -
e	立法による支援	- 32 -
3	投資協定仲裁に対する取り組み (ICSID panel の選定)	- 34 -
4	仲裁機関—仲裁機関の取り組み	- 36 -
a	戦略	- 37 -
b	統計	- 41 -
c	規則	- 44 -
d	ガバナンス	- 45 -
e	仲裁人名簿 (作成・更新)	- 47 -
f	仲裁実務	- 50 -
g	投資協定仲裁に対する取り組み	- 52 -
5	仲裁関連諸団—仲裁実務家の取り組み	- 53 -
a	総論	- 53 -
b	弁護士会	- 54 -

c	仲裁人協会	- 55 -
d	ロースクール	- 56 -
e	Moot arbitration	- 57 -
f	その他	- 57 -
g	総括	- 59 -
6	投資協定仲裁と国際商事仲裁の活性化の必要性とその方策の提言	- 61 -
a	投資協定仲裁と国際商事仲裁の親和性	- 61 -
b	投資協定仲裁の振興の前提としての国際商事仲裁の振興に重要な要素	- 62 -
c	日本の仲裁振興、活性化に向けての方策	- 64 -
V	仲裁人候補者リスト作成のガイドライン	- 66 -
1	投資協定仲裁機関における仲裁人候補の規則上の位置付け	- 66 -
a	ICSID	- 66 -
b	PCA	- 67 -
2	国際商事仲裁機関における仲裁人候補者リストとの対比	- 68 -
a	各国際商事仲裁機関における仲裁人候補者リストの概要	- 68 -
b	小括	- 70 -
3	仲裁人候補者リスト作成において考慮されるべきポリシー	- 70 -
a	独立性	- 71 -
b	公平性	- 71 -
c	公共性	- 72 -
4	仲裁人候補者リスト作成において考慮されるべき要素の検討	- 72 -
a	実務歴	- 72 -
b	専門学識	- 74 -
c	使用可能国語	- 75 -
d	コモンロー法文化の経験知見	- 76 -
e	利益相反性（当事者代理歴）	- 76 -
f	ジェンダー及び国籍	- 76 -
g	年齢	- 77 -
h	レピュテーション・ネットワーク・コネクション	- 77 -
i	コミュニケーション能力	- 79 -
j	発言力・影響力	- 80 -
k	アヴェイラビリティ（Availability）	- 80 -
l	仲裁人候補者リスト作成のプロセス	- 80 -
m	リストの更新	- 81 -
n	小括	- 81 -
VI	おわりに	- 81 -

ICSID条約第13条に基づく
仲裁人及び調停人の指名に向けた調査・分析に関する
委託調査報告書

I はじめに

1 本報告の目的

2012 年末時点で、世界中で 2,857 の二国間投資協定が締結され 339 の多国間国際投資協定が締結され発効している。日本は、投資協定あるいは投資章を含む経済連携協定を、27 カ国との間で発効させている。

投資協定は、実体規定として、投資活動に関して、その適正な利益を保護するために、内国民待遇、最恵国待遇、公正衡平待遇、収用の制限、及びアンブレラ条項などを置くと共に、このような投資保護の実体規定の違反があった場合に、投資家は投資受入国に対して直接義務履行を求めることができる手続きとして、仲裁手続の利用を規定している。これは、仲裁手続が、外国投資家にとって、投資受入国から独立した紛争解決手続であること、その仲裁判断については国家間での承認確保が保証されていることなど、公平で効果的なフォーラムであることを理由とする。

そして、投資協定仲裁の機関として、投資紛争国際解決センター（ICSID）が、世銀のグループ機関として設立され、同機関の活用のために国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約（1967 年 8 月 25 日条約 10 号）が発効して、現在 148 カ国が加盟している。同条約に基づく ICSID への仲裁付託は投資受入国と外国投資家との合意に基づくこと、その仲裁判断は、締約国において承認執行されることとされている。

近年、外国投資家において投資協定仲裁の活用に関する意識が高まり、投資協定仲裁の件数が増加し、最近 10 年間で 300 件（2012 年は 62 件）に達すると報告されている。それとともに、仲裁判断の公表とその蓄積を通じ、投資実体規定を巡る解釈法理も発展を遂げつつある。しかし、体系的な構造をもつ法システムとしてはなお形成途上にあるというのが実情である。これとともに、投資協定仲裁において、外国投資家に申立権が付与されることにより、その濫用、あるいはこれによる投資受入国の公共政策への萎縮効果が問題とされることとなり、こうした懸念への対処として投資協定仲裁手続、投資協定仲裁人選任手続あるいは仲裁判断の正統性のより徹底した確保が現在の課題とされ、各国法律家によって様々な提言がなされている。

本報告書は、ICSID 条約第 13 条に基づいて日本政府が指定する仲裁人候補者（「仲裁人候補者リスト」）の更改時期を迎え、公益社団法人日本仲裁人協会（JAA）が、経済産業省からの委嘱に基づき、仲裁人候補者リスト作成において考慮されるべき事項

を報告することを主たる目的とする。これは、上記投資協定仲裁のもつ現在の課題において、投資協定とその仲裁をめぐる法理の形成と投資協定仲裁制度の発表に資することを眼目に日本国政府の指定する投資協定仲裁人候補者に焦点をあててアプローチしようとするものである。本報告書においては、このアプローチの実施にあたって、投資協定仲裁制度と国際商事仲裁制度の親和性を踏まえ、アジアの主要国の仲裁実務とその成長を視野に入れることとし、その意味で、今回の調査報告は、日本における国際商事仲裁のあり方をも展望したものとなった。

JAA は、調査報告の進捗に応じて意見・助言をいただくために、小寺彰先生（東京大学大学院総合文化研究科教授）、谷口安平先生（京都大学名誉教授）、道垣内正人先生（早稲田大学大学院法務研究科教授）、横川浩氏（一般社団法人日本商事仲裁協会（JCAA）代表理事、理事長）（50音順）各氏から成る有識者会議を開催し、また調査の実施にあたっては、アドバイザーとして濱本正太郎先生（京都大学大学院法学研究科教授）の協力をいただいた。ここに記してお礼を申し上げたい。

2 報告の概要

a. 投資協定仲裁における仲裁人の調査（II）

- i (i)我が国として、ICSID 仲裁人候補者リストにいかなる人物を登載させるべきかという問題、及び(ii)我が国が推薦した ICSID 仲裁人候補者が実際に投資協定仲裁手続において仲裁人として選任されるためにどのような方策が考えられるかといった諸問題を考える際の考慮要素として、実際の投資協定仲裁手続又は取消手続において選任された仲裁人・特別委員会委員についての調査・分析を行った（1 調査の目的・視点）。
- ii かかる調査・分析にあたっては、本報告書作成時点までに公表されている投資協定仲裁判断を基礎資料として、実際に選任された仲裁人・特別委員会委員の経歴、及び、各人がいかなる傾向の下で仲裁判断を下しているかにつき調査・分析を行った。その過程において、(i)公表されている事例を網羅的にまとめ、(ii)頻繁に選任されている仲裁人・特別委員会委員のうち上位 20 位について、初めて仲裁人として選任された時点においてどのような経歴・経験を有していたかをまとめ、それらに共通している部分の抽出を試みた。また、(iii)仲裁人・特別委員会委員に選任されることがこれまで極めて少なかったアジア地域及びサヘル以南のアフリカ地域から選任された仲裁人・特別委員会委員につき、上記(ii)と同様の調査・分析を行った。最後に、(iv)主要投資協定仲裁判断（補足意見、反対意見も含む）の調査を通じ、仲裁人の判断傾向を分析した（2 調査の方法と枠組み）。

iii 上記の調査・分析の結果、投資協定仲裁手続が利用される際に選任される可能性が高い仲裁人候補者としては、①外国語が堪能であること、②国際経済法分野に専門的な知見を有することとともに、③それを著作として国際的に発表していることが重要であるが、さらに、④国際的であつ公的な場における経験が豊富な者であることが重要であると結論付けられる。このことは、候補者の国際的な知名度が相対的に低いアジア地域等については、より重要であるといえる。日本からの仲裁人候補者については、今後、可能な限り④のような場に参加させること（及びその参加可能性を高めること）により、仲裁人として選任される可能性をさらに高めることができると考えられる。

他方、仲裁人・特別委員会委員指名上位 21 名について検討した結果、特定の実体規定の解釈が仲裁人ごとに一定の傾向が見られるといった判断傾向については、かなりの程度、資料的に基礎づけられることが判明した（3 調査の結果の概略）。

b. 投資協定仲裁における仲裁判断（III）

i 先進国である投資受入国にとっても検討の必要があると思われる問題を中心に、投資協定仲裁においていかなる問題につきいかなる判断が下される傾向にあるか、調査・分析を試みた（1 調査の目的・視点）。

ii かかる調査・分析にあたっては、これまでに公表されてきた投資協定仲裁判断を基礎として行った。調査・分析に当たっては、①国家機関に矛盾する行為があつたとして訴えられた場合、②国家機関の措置に透明性が欠如していたとして訴えられた場合という二つの典型的な行為態様に関するもの、並びに③国家機関の措置が環境や公衆衛生を目的としていた場合、④国家機関の課税措置が問題となった場合という二つの典型的な行為内容や行為目的に関するものについて着目した（III 2 調査の方法と枠組み）。

iii 以上の観点からの調査・分析の結果、前提として、上記①～④の場合も、そこで違反が主張される条約規定は、「公正衡平待遇条項」・「収用条項」・「内国民待遇条項」にほぼ限定されていると見られる（その限りにおいて、上記①～④以外の場合と大差がない）。さらにいえば、より精察すると、「収用」について実際に問題になっているのは「間接受用」であり、そこで争われるのは実質的には「公正衡平待遇条項」とほぼ同一の内容であるとみることができる（この点も、上記①～④以外の場合と同様である）。

公正衡平待遇条項については、上記①～④のいずれにおいても必ず問題に

なるものであり、第一に検討しなければならない。特に留意すべき類型としては、国の行為と矛盾する「地方公共団体の行為」という類型、及び「措置における透明性の欠如」という類型が指摘できる。また、内国民待遇条項は違反認定が比較的容易な条約上の義務であり、留意が必要である（III 3 調査の結果の概略）。

c. アジアの主な国における仲裁政策（IV）

- i 投資協定仲裁を含め国際的紛争の解決手段としての仲裁の重要性が増す中、アジアの主要国が自国に仲裁案件を招致すべく、積極的な仲裁振興策を導入している。アジアにおける仲裁地として著しい発展を遂げているシンガポール、アジアにおける最も利用頻度の高い仲裁地の一つである香港、IMF 危機後の国際仲裁事件の激増という追い風を利用して短期間に国際仲裁マーケットを発展させてきた韓国、近年国際仲裁の件数を着実に増加させており注目度が高まっているマレーシアの各仲裁関係者との面談を行い、投資協定仲裁を含めアジアの主な国における仲裁政策について聴取した（IV 1 仲裁実務の big picture）。
- ii 各国の仲裁実務に係る歴史的経緯を聴取するとともに、各国における仲裁政策の国策としての意義について、聴取した。また、国家による具体的な支援の内容については、行政、司法、立法それぞれの観点から聴取を行った（IV 2 仲裁政策－国家としての取り組み）。
- iii 各国の投資協定仲裁への取り組みについても、可能な範囲で聴取した。まず、各国における ICSID パネルの選定に関する事情について聴取した。また、仲裁機関の投資協定仲裁の招致にむけた取り組みについてもちょうしゅうした。取り組みについても聴取を行った。（IV 3 投資仲裁に対する取り組み（ICSID panel の選定））。
- iv 次に、各国の仲裁機関への聴取を行った。具体的には、戦略（ターゲットとなる仲裁利用者、国際化、最先端の仲裁実務の取り組みにむけた工夫、広報活動等）、案件数等の統計、関連する仲裁規則、仲裁機関の公平性・透明性等を確保するためのガバナンス、仲裁人名簿、並びに国際仲裁と国内仲裁との対比、商事仲裁と投資協定仲裁との対比の観点から、各国の仲裁機関の実務及び戦略について聴取した（IV 4 仲裁機関の取り組み）。
- v 最後に仲裁関連諸団体、すなわち仲裁実務家の取り組みについても、聴取を行った。具体的には、仲裁実務家団体（弁護士会、仲裁人協会等）やロー

スクールをはじめとした教育機関における仲裁振興の努力について聴取を行った（IV 5 仲裁関連諸団－仲裁実務家の取り組み）。

- vi 以上の聴取を含め本件委託調査の結果、各国の投資協定仲裁の実務家には、国際商事仲裁の実務家も多く含まれることから、国際商事仲裁実務の普及が投資協定仲裁の活用の重要な素地となっていることが窺われる。そのため、我が国が国際投資法及び投資協定仲裁の整備・発展に貢献するには、我が国の企業及び学者・仲裁実務家の間で国際商事仲裁の実務を一層普及浸透させることが、前提として重要になる。

この点について、国際仲裁案件の招致に力を入れるアジア諸国は、仲裁地としての自国の魅力を高めるために、仲裁に親和的な制度の導入や仲裁施設の完備に日々力を注いでいる。他方で、我が国における国際仲裁の実務を見るに、JCAA の取り扱う国際仲裁件数は、他のアジア諸国における国際仲裁件数の急激な伸びと比較すると、残念ながら見劣りするものが実情である¹。

アジア諸国における国策としての華々しい仲裁振興策の導入を受け、我が国の企業に関わる案件も含め、世界の国際仲裁案件が、それらアジア諸国に流入している様子も見受けられる。それら周辺環境の変化も考慮に入れつつ、我が国における国際仲裁実務を更に普及・浸透させるためにも、アジア諸国の施策を参考にしつつ、我が国の置かれた現状を踏まえた複合的仲裁振興策を導入することが焦眉の急である。

我が国の国際仲裁実務を更に発展させるためには、我が国が好ましい仲裁地として認識されるよう様々な政策を導入する必要があるが、具体的には、(i) 仲裁実務家などの人材の養成、(ii) 仲裁機関の強化、(iii) 仲裁の物的施設、サービス提供施設（仲裁センター）の整備、(iv) 立法・行政・司法それぞれの面からの国家的支援、(v) その他関係機関の連携の強化等が、我が国における仲裁振興策として検討されるべき課題であると考えられる。（IV 6 投協定仲裁と国際商事仲裁の活性化の必要性とその方策の提言）。

d. 仲裁人候補者リスト作成のガイドライン(V)

本項目では、我が国が仲裁人候補者リストを作成するにあたって、どのような観点に留意すべきか、調査・検討を行った。

- i まず、投資協定仲裁機関である ICSID、及び常設仲裁裁判所（PCA）における仲裁人候補者リストについて、それぞれの規則上どのように位置づけられ

¹ JCAA における 2009 年以降の各暦年の国際仲裁の新規受理件数は、次の通り。2009 年(18 件)、2010 年(27 件)、2011 年(19 件)、2012 年(19 件)、2013 年(26 件)。

るかを検討した。

ICSID の規則によれば、Panel と呼ばれるリストに仲裁人候補となるメンバーが記載される。そして、同規則上、ICSID 仲裁においては、議長が仲裁人・ad hoc Committee のメンバーを指名する場合には Panel から選出する必要があり、Panel は非常に重要な意義を有する。他方、PCA 仲裁規則及び利用されることの多い UNCITRAL 仲裁規則には、ICSID と同様の Panel やリストに関する規定は存在しない（V 1 投資協定仲裁機関における仲裁人候補の規則上の位置付け）。

ii また、複数の国際商事仲裁機関における仲裁人候補者リストの作成の有無・及びその規則上の位置づけについて検討した。商事仲裁機関における仲裁人候補者リストの扱いについては、そもそも作成がなされているか否かという点や、リスト登載にどのような要件を課しているか、それが公表されているか等の内容及び運用面において、国際商事仲裁機関によって区々である。もっとも、調査対象としたいずれの国際商事仲裁機関においても、仲裁人候補者リストに登録された者から仲裁人を選任しなければならないとする規則上の定めは見当たらない。この意味で、ICSID 仲裁における仲裁人候補者 Panel の位置付けとは異なる（V 2 国際商事仲裁機関における仲裁人候補者リストとの対比）。

iii ICSID 仲裁においては、仲裁人候補者リストたる Panel のメンバーの資格について、高い道徳的資質を持ち、法、商業、産業、若しくは金融の分野において資質があると認知された者であり、かつ、当該メンバーに対して、独立性を有する判断を下すことを期待することができるに足りる人物であることが必要とされる。さらに、（調停人ではなく）仲裁人の Panel のメンバーの資格としては、法分野の資質が特に重要であるとされる。

以上に加えて、ICSID 条約等の定め及び投資協定仲裁の性質上、仲裁人候補者リスト作成にあたっては、各仲裁人候補者の独立性、公平性、及び公共性が考慮されるべきである（V 3 仲裁人候補者リスト作成において考慮されるべきポリシー）。

iv 以上の調査・分析に鑑みると、我が国において、仲裁人候補者のリストを作成するためには、実務歴、専門学識、外国語の能力、コモンロー法文化の経験知見、レピュテーション、コミュニケーション能力等の各要素を総合的に勘案したうえで、各候補者それぞれについてアピール可能な特徴を考慮し、ICSID が多様性の観点から仲裁人として選択したくなるような顔ぶれを揃えることが重要と考えられる（V 4 仲裁人候補者リスト作成において考慮され

るべき要素の検討)。

II 投資協定仲裁における仲裁人の調査

1 調査の目的・視点

以下の諸問題を考える際の考慮要素として、実際の投資協定仲裁手続又は取消手続において選任された仲裁人・特別委員会委員についての調査・分析を行う。

- ・我が国として、ICSID 仲裁人候補者名簿にいかなる人物を登載させるべきか
- ・我が国が推薦した ICSID 仲裁人候補者が実際に投資協定仲裁手続において仲裁人として選任されるためにどのような方策が考えられるか

なお、調停人については、そもそも投資協定紛争における調停事件の数が仲裁事件に比べ限られており、かつ調停にかかる情報は基本的に公開されていないことから、本報告書の調査・分析の対象としていない。

2 調査の方法と枠組み

現在に至るまで公表されている投資協定仲裁判断を調査対象とする。これを基礎資料として、実際に選任された仲裁人・特別委員会委員の経歴、及び、各人がいかなる傾向の下で仲裁判断を下しているかにつき調査・分析を行った。

そのためのプロセスとしては、第一に、これまでに判断の示された仲裁事例のうち公表されているものを網羅的に調査し、整理を行った。

その上で、第二に、その資料を基に、頻繁に選任されている仲裁人・特別委員会委員のうち上位 20 位までの者につき、初めて投資協定仲裁の仲裁人として選任された時点においてどのような経歴・経験を有していたかをまとめ、それらに共通している部分の抽出を試みた。なお、選任回数 20 位の者が二人いたため、結果として調査対象は 21 名となっている。

加えて、第三に、アジア地域及びサヘル以南のアフリカ地域からは、これまで仲裁人・特別委員会委員に選任されることが極めて少なかったが、稀であるにせよその地域から選任された仲裁人・特別委員会委員について、同様の調査・分析を行った。

他方で第四に、主要投資協定仲裁判断（補足意見、反対意見も含む）の調査を通じ、仲裁人・特別委員会委員の立場等を分析した。

3 調査の結果の概略

- 1) 以上の観点からの整理・分析の結果、仲裁人・特別委員会委員に選任された回数が多い上位 21 名に関しては、以下のような特徴を見出すことができる。

初指名時の平均年齢

57.4 歳

使用言語

ほぼ全員が母語＋英語＋仏語を作業言語とする。西語を使える者も多い。

専攻分野

国際公法	11 名
国際民事法（商事仲裁含む）	9 名
政治家	1 名

職業

研究者	7 名
弁護士	8 名
裁判官	1 名
政治家	1 名
官僚（外務省等の法律顧問）	4 名

実務経験（研究者のみ。複数項目該当あり。）

国家間訴訟・仲裁の弁護士	3 名
商事仲裁	2 名
国連補償委員会	1 名
国連等の行政裁判所	1 名
国際機構・会議への国家代表	1 名
国連国際法委員会	1 名
外交官	1 名

関連著作

研究者はもちろん、実務家についても、関連分野での著作が多数ある。

- 2) 他方、アジア地域及びサヘル以南のアフリカ地域から選任された仲裁人・特別委員会委員についても、同様の観点からの整理・分析を行うと同時に、その結果を仲裁人・特別委員会委員に選任された回数が多い上位 21 名の結果と比較してみると、以下のような特徴を見出すことができる。

初指名時の平均年齢

64.8 歳

「上位 21 名」の平均年齢（57.4 歳）よりも明確に高い。投資協定仲裁における仲裁人としてのスタートが遅いことがわかる。

使用言語

ほぼ、母語＋英語に限られる。

「上位 21 名」はほぼ全員が母語＋英語＋仏語を用い、西語を使う者も多い。なお、この点がこの地域からの選任数が少ないことの理由の一つとなっている可能性もある。

専攻分野

国際公法	4 名
国際民事法（商事仲裁含む）	7 名
政治家	1 名

職業

研究者	1 名
弁護士	8 名（うち政治家経験 2 名）
裁判官	2 名
政治家	1 名
官僚（外務省等の法律顧問）	0 名

研究者が 1 名しかおらず、「上位 21 名」とは全く異なる。このことから、この地域には投資協定仲裁の仲裁人としての実務に耐える研究者があまりいないと認識されていることが推察される。

実務経験（研究者のみ。複数項目該当あり。）

商事仲裁	1 名
WTO 紛争処理機関上級委員会	1 名

関連著作

著作は一般に少ない。

指名者

12 名中 7 名または 8 名が ICSID 議長（すなわち、ICSID 事務局）による選任であり、

多様性確保に関する ICSID 事務局の姿勢がうかがえる。逆から言えば、現時点では、これら地域からの仲裁人が出るかどうかは ICSID 事務局の政策に大きく依存していることがわかる。

- 3) このようにみえてくると、投資協定仲裁において選任される可能性が高い仲裁人候補者としては、①外国語が堪能である、②国際経済法分野に専門的な知見を有するとともに、③それを著作として国際的に発表していることが重要であるが、さらに、④国際的かつ公的な場における経験が豊富な者であることが重要であると結論付けることができよう。そしてそのことは、候補者の国際的な知名度が相対的に低いと言わざるを得ないアジア地域及びサヘル以南のアフリカ地域については、より重要であるといえよう。

なお、④については、上記「実務経験」にもあるように、国際機構の行政裁判所の裁判官や、国際機構等への国家代表など、国の後押しがなければ実現不可能なものが少なくない。しかし、我が国のこれまでの状況に翻ってみると、例えば、UNCTAD や OECD では日常的に国際投資法分野の様々な事項が扱われているが、そこに日本の専門家が関与することは必ずしも多くはない。また、PCA が 2012 年に投資協定仲裁を念頭に置いた仲裁規則の改訂を行った際、規則の起草委員会に日本人を入れることは試みられなかった。

逆に言えば、(①から③の要素を備える) 日本からの仲裁人候補者については、今後、可能な限り④のような場に参加させたり、それを支える国際水準のトレーニングを受けた国際仲裁人のリソースとプレゼンスを充実させることにより、仲裁人として選任される可能性をさらに高めることができると考えられる。また、Court of Arbitration for Sport (CAS) の仲裁人候補者リストに掲載されている者と、上記「上位 21 名」リストアップされる者との間における重なり合いも多いが、日本からの投資協定仲裁に関する仲裁人候補者を CAS の候補者リストへの掲載をも試みるというように、④のような場への参加可能性を拡大させることだけでも、一定の効果はあるように思われる。

- 4) 他方、特定の実体規定の解釈が仲裁人ごとに固定されているといった「風評」の真否を分析するべく、仲裁人指名上位 21 名判断傾向を調査した。その結果、かかる「風評」については、かなりの程度、資料的に基礎づけられることが判明した。

例えば、仲裁人の中には被申立国に有利な判断を下す傾向がある仲裁人や、逆に、投資家側に有利な判断を下す傾向がある仲裁人がいることも明らかである。

他方で、個々の論点については、条約規定も事実関係も事案ごとに異なるため、何らかの「傾向」を見いだすのには慎重でなければならない。また、仲裁判断の流れが一

貫している問題については、個々の仲裁人について傾向を語ることに意味はない。それを前提に指摘できる傾向として、例えば、以下の2点を挙げることができる。

(a) 最恵国待遇条項の手續規定への適用

この問題については、

- 適用される条約の最恵国待遇条項が「全ての事項 (all matters)」を対象としている場合には適用が認められる。
- 問題となる手續規定が冷却期間の長短に限定される場合には適用が認められる。

という全体の傾向がある。したがって、注目すべきはこれと異なる判断を示す例である。

- 投資家に有利な判断を下す例
 - 冷却期間の長短以外の問題が扱われる事例で適用を認める傾向の特定の仲裁人がいる。
- 被申立国に有利な判断を下す例
 - “all matters”型でありながら適用を否定する傾向の特定の仲裁人がいる。
 - 冷却期間の長短のみが問題となる事例で適用を否定する傾向の特定の仲裁人がいる。

(b) 義務遵守条項と「商人としての国家」

義務遵守条項は、投資受入国による“any obligations”の違反を条約違反とするものであり、どのような義務違反であれ条約違反になるかのように読めなくもない。ところが、投資受入国が負う義務が商業的な義務であり、違反が主権的行為によりなされていない場合は、義務遵守条項の違反が成立しない、という見解がしばしば示される。

こうした「傾向」を解明することが最も有益なのは、おそらく公正衡平待遇の解釈適用の詳細についてであると考えられる。しかし、公正衡平待遇の解釈適用は扱われる事例の事実関係に大きく作用するため、仲裁人の「傾向」を解明することが理論的にも困難である。また、たとえば条約上の公正衡平待遇義務が慣習国際法上の外国人待遇最低基準と異なるかどうかについても、「慣習国際法上の外国人待遇最低基準も発展する」と頻繁に指摘されるように、抽象的レベルにおける対立が事案の具体的解決にどのように影響しているかは不明である。

III 投資協定仲裁における仲裁判断

1 調査の目的・視点

先進国である投資受入国にとっても検討の必要があると思われる問題を中心に、投資協定仲裁においていかなる問題につきいかなる判断が下される傾向にあるか、分析を試みた。

2 調査の方法と枠組み

まずは、これまでに公表されてきた投資協定仲裁判断を基礎に、上述のように、先進国たる投資受入国にとっても検討の必要があると思われる形態を中心に、どのような判断が下されているか整理を行った。

より具体的には、行為態様に特徴を有する形態として、①国家機関に矛盾する行為があったとして訴えられた場合、②国家機関の措置に透明性が欠如していたとして訴えられた場合という二つの典型的な形態を特に取り上げることとした。

他方、行為目的や行為内容に特徴を有する形態として、③国家機関の措置が環境や公衆衛生を目的としていた場合、④国家機関の課税措置が問題となった場合という二つの典型的な形態についても、先進国にとって検討の必要があると思われるため、特に取り上げることとした。

なお、その際、どのような条約上の規定が申立ての根拠として依拠されているかについても、あわせて整理を行った。

3 調査結果の概略

以上の観点からの整理の結果、上記①～④の場合も、そこで違反が主張される条約規定は、「公正衡平待遇条項」・「収用条項」・「内国民待遇条項」にはほぼ限定されていることは明らかである（したがって、その限りにおいて、上記①～④以外の場合と大差はないと言える）。

さらに、より精察すると、「収用」について実際に問題になっているのは「間接収用」であり、そこで争われるのは実質的には「公正衡平待遇条項」とほぼ同一の内容であると言える（この点も、上記①～④の場合と同様である）。

そこで、以下、上記の四つの類型における傾向にも言及しながら、まずは最も重要な「公正衡平待遇義務」（「収用」を含む。）の傾向について分析し（A.）、次に「内国民待遇」の傾向について分析することとしたい（B.）。

A. 公正衡平待遇

(1) 投資受入国の措置との関係

公正衡平待遇については、①国家機関に矛盾する行為があったとして訴えられた場合、②国家機関の措置に透明性が欠如していたとして訴えられた場

合という上記二つの場合において、ほぼ必ず問題とされている。

また、間接収用も公正衡平待遇の一亜種と考えたとすれば、③国家機関の措置が環境や公衆衛生を目的としていた場合、④国家機関の課税措置が問題となった場合においても、後述の内国民待遇という違反認定が比較的容易な義務が問題とされた事例でない限り、やはりほぼ必ず問題とされている。

この点から、投資保護協定の存在を前提に、投資受入国が何らかの措置を行う場合においては、かかる公正衡平待遇条項こそ、違反可能性を第一に検討しなければならないものであるといえよう。

(2) 「司法的救済の拒否」・「投資家の正当な期待の保護」

もっとも、公正衡平待遇条項違反が問われた事例の中には、先進国との関係では、そのような事態が生じることが想定し得ないような類型もある。

1) 例えば、その一つとして、①国家機関に矛盾する行為があったとして訴えられた場合の中でも、司法機関が政治的な利害から恣意的な行動をとり、結果、司法的救済が拒否されてしまうといった類型がある。しかし、司法機関がかかる政治的・恣意的な行動をとることについては、途上国においては生じうるとしても、司法制度がそれなりに充実している先進国においてはあまり考えられない。

もっとも NAFTA 事案である *Loewen* 事件においては、米国がこの点を理由に敗訴寸前にまで至った。しかし、この事件の背景には、同国に特有の激しい人種対立状況と民事訴訟における陪審員の存在があり、かかる前提を有しない他国との関係では、同事件はあまり参考にはならないといえる。

2) 他方、（途上国においてはこれまでとは異なる新たな対応が政府機関に迫られるということがあるとしても）先進国については、公正衡平待遇条項が投資保護協定の締結によって新たに問題になったとしても、既存の法制度との関係で、政府機関が新たな対応を迫られるといった格別の必要がないような類型もある。

例えば、その一つとして、①国家機関に矛盾する行為があったとして訴えられた場合の中に顕著に見出せるが、政府機関の何らかの行為により「投資家の正当な期待」が生じていたにもかかわらず、後にこれを裏切る国家機関の行為があったことに対して公正衡平待遇違反が問われるという類型がある（その多くは国側が敗訴に終わっている）。このような場合は、先進国の国内裁判所における国家賠償請求訴訟等においても国側が敗訴する蓋然性がある程度高い事例であると考えられる。

(3) 「地方公共団体の行為」・「措置における透明性の欠如」

- 1) これに対し、投資保護協定において公正衡平待遇条項が盛り込まれた結果、先進国においても留意する必要があると思われる類型として、①国家機関に矛盾する行為があったとして訴えられた場合の中でも、国の行為と矛盾する「地方公共団体の行為」という類型につき指摘できるように思われる。

すなわち、地方公共団体の行為は、法的・政治的に中央政府のコントロールが及ばない場合があり、また、そもそも地方公共団体が投資保護協定上の義務を明確に認識していない場合もあると想定されることから、十分な注意が必要であるように思われる。

その典型が、著名な *Metalclad* 事件である。また、投資協定仲裁事例ではないが、国際司法裁判所においてアメリカ合衆国が複数回にわたりウィーン領事関係条約違反を批判されているのも (*Breard* 事件、*LaGrand* 事件、*Avena* 事件)、中央政府の要請を州政府が無視することができる国内法的・政治的基礎があるからである。

なお、④課税措置が問題となった場合における違反認定事例に着目すると、地方公共団体の課税措置が、特定の外国企業を想定して狙い撃ちにするようなものであった場合には、公正衡平待遇違反・収用の禁止への違反の恐れはより深刻になる（さらに、内国企業と外国企業を差別的に扱った場合には内国民待遇違反の問題を生ずる可能性が高い）。

- 2) 他方で、②国家機関の措置に透明性が欠如していたとして訴えられた事例からも、投資受入国政府として国家機関の採用する措置が実体的に適正であるのみならず、手続的にも適正であることが極めて重要である点に留意する必要がある。

例えば、この点の重要性については、③国家機関の措置が環境や公衆衛生を目的としていた場合の事件類型において、適切なアセスメントに従った措置であったか否かが決め手になっていることから、十分にうかがえる。すなわち、投資家に対し何らかの不利な措置が国家機関により採られる場合、当該措置が実体的には合法であるとしても、一定の手続保障（たとえば、意見を述べる機会を投資家に与えること）がなされない場合には、公正衡平待遇義務違反を構成することがある。

B. 内国民待遇

内国民待遇は違反認定が比較的容易な条約上の義務であり、④国家機関の課税

措置が問題となった類型の中でも、幾つかの事例において違反が認定されている。また、③国家機関の措置が環境や公衆衛生を目的としていた類型の中でも、表向きは環境保護を目的としているようであるが実際には内国企業保護が目的であると認定され、カナダの内国民待遇義務違反が指摘された事例もあり、注目される。

IV アジアの主な国における仲裁政策

投資協定仲裁を含め国際的紛争の解決手段としての仲裁の重要性が増す中、シンガポール、香港、マレーシア及び韓国が、自国に仲裁案件を招致すべく、積極的に仲裁振興策を導入し現に成果を上げている。そこで、これらアジア諸国を訪問し、可能な範囲で、行政府、司法府、仲裁機関、著名な仲裁実務家及び仲裁関連団体等と面談を行い、投資協定仲裁を含めた、各国の仲裁政策について調査した。

1 仲裁実務の big picture

【シンガポール】

アジアにおける仲裁地として著しい発展を遂げている。Singapore International Arbitration Centre (SIAC) の新規取扱い件数も、2001年の64件、2002年の64件、2003年の64件、2004年の78件、2005年の74件、2006年の90件、2007年の86件、2008年の99件、2009年の160件、2010年の198件、2011年の188件、2012年の235件と相当な増加傾向にある。司法、立法及び行政の各分野において、仲裁関係者（元は仲裁実務家であった現職の裁判官を含む）は、シンガポール経済の発展を支える強力な基盤として、国際企業が利用しやすく、満足する仲裁制度・設備の充実が必須であることを認識の上、更なる発展へ向けた連携を築いている。

【香港】

アジアにおける最も利用頻度の高い仲裁地の一つ。Hong Kong International Arbitration Centre (HKIAC) が手続に関与した仲裁案件数は、2010年291件（うち国際仲裁案件が60%、HKIACの規則に基づきHKIACが手続全体を管理した案件は16件）、2011年293件（うち国際仲裁案件が68%、HKIACの規則に基づきHKIACが手続全体を管理した案件は41件）、2012年293件（うち国際仲裁案件が68%、HKIACの規則に基づきHKIACが手続全体を管理した案件は68件）²、the International Chamber of Commerce (ICC) International Court of Arbitration における仲裁でも、香港を仲裁地とする案件は、

² 香港では伝統的に UNCITRAL 仲裁規則に基づく仲裁が盛んで、HKIAC 自体は 1985 年に設立されたものの、HKIAC の仲裁規則が制定されたのは 2008 年 9 月で、HKIAC の規則に基づく仲裁は香港では比較的新しい仲裁実務である。HKIAC の仲裁手続への関与の程度は、仲裁手続全般の管理から、仲裁人の選任、仲裁人の人数の選定、審問室の貸与に至るまで、様々である。http://hkiac.org/index.php/en/hkiac/annual-report

2010年14件、2011年8件、2012年10件。シンガポールとアジアにおける仲裁地としての人気を二分する。1980年代英国領時代の香港政庁が、アジアにおける仲裁地を育てるべく仲裁制度の整備に力を入れる。中国への主権返還後も「一国二制度」のもと仲裁振興策を維持。最近では、世界の金融ビジネスの中心地の維持発展、仲裁地・香港のもたらす経済効果、司法の負担軽減などの観点から、香港政庁による重要な戦略の一つとして司法・立法・行政が連携し、かつ香港内外の仲裁専門家の意見を取り入れながら、官民協力して国際仲裁の振興に力を入れている。

【韓国】

韓国における国際仲裁実務は、国家による基本的な仲裁制度が整備された状態のもと、国際仲裁実務家らが、大韓商事仲裁院 (KCAB : The Korean Commercial Arbitration Board) と協力しつつ、民間の自助努力によって、IMF 危機後の国際仲裁事件の激増という追い風を利用して短期間に国際仲裁マーケットを発展させてきた。その発展の流れの中で、外国人弁護士への市場開放への危機感を背景に、大韓弁護士協会 (KBA) 会長らが中心となって法務省やソウル市の行政機関の支援を受け、KBA および大韓商事仲裁院 (KCAB) の協力のもと、2013年5月27日、ソウル国際紛争解決センター (Seoul International Dispute Resolution Center : SIDRC) を開設するに至った。同センターの開設は韓国の国際仲裁のシンボルとして世界に対する強いアピール力を持ち、他の国際仲裁機関との相互協力のもと、今後の韓国における国際仲裁の更なる発展の舞台となっていくことが予想される。なお、大韓商事仲裁院 (KCAB) の国際仲裁案件数は、2010年52件、2011年77件、2012年85件と顕著な増加傾向にある。ICC 仲裁の韓国を仲裁地とする案件は、2010年0件、2011年1件、2012年2件であるが、ICC 仲裁の当事者が韓国籍である案件は、2010年23件、2011年26件、2012年41件と増加傾向にある。

【マレーシア】

2010年以降、Kuala Lumpur Regional Centre for Arbitration (KLRCA) のトップに就任した Sundra Rajoo 氏の強いリーダーシップのもと積極的なマーケティング活動が行われており、国際仲裁の案件数は未だ上記諸国に比して少ないものの、近年注目度が高まっている。KLRCA の取扱件数は、2010年51件 (内国際仲裁7件)、2011年72件 (同9件)、2012年117件 (同18件)、2013年156件 (同28件)。全体の8割が国内仲裁案件ではあるものの、国際仲裁の件数も着実に増加しつつある。2005年に UNCITRAL モデル法に準拠した仲裁法を整備。また、シンガポール・香港に比肩する東南アジアの仲裁のハブとしての地位を確保すべく、立法・行政・司法・法曹関係者が相互に協力しながら、国家をあげて仲裁振興に取り組んでいる。

2 仲裁政策—国家としての取り組み

a 国策としての仲裁政策

【シンガポール】

- 仲裁を推進する大きな理由は、自然資源などの収入源のないシンガポールにおいて、外資を呼び込み、経済を国際的に活性化させることにある。経済を活性化するためには、企業活動などが効率的、安心して行えるように、良質かつ迅速な紛争解決手続きが不可欠であり、仲裁はその一つである。裁判（SICC）、仲裁、調停、と多様な選択肢を提供することによって、経済が活性化するものと考えている。
- 20年ほど前、政府は、海外からの投資を誘致するにはどうすべきかを検討していた。国際的なビジネスによる投資を導くことを望むのであれば、そのような投資に起因する紛争が生じた際、仲裁による解決手段の選択肢を企業等のユーザーに提供できなければならない。それは、裁判所に対する不信ではなく、仲裁のメリットとして挙げられる①秘密性及び②執行の特徴が特に重要であるからである。例えば日本企業とアメリカ企業間において、ビジネスに関し紛争が生じた場合、日本における紛争解決を選択することは、日本企業側にコスト面や証拠へのアクセス等色々な面でアドバンテージを与えることになるので、そのようなケースで中立的な紛争解決地を提供する意味でシンガポールのような国が重要になる。シンガポール政府としては、そのような紛争解決のプロセスである仲裁を一つのビジネス的インフラとして整備することを目指し、支援している。
- シンガポールは国家として、製造業の拠点から、ロンドンのような金融センターへの移行を目指してきた。金融センターとしての地位を確立するためには、紛争解決のためのインフラが不可欠であり、そのようなインフラとして裁判所だけでは不十分。国際ビジネスが馴染みのある紛争解決のオプションを提示する必要があり、その意味で仲裁は重要なインフラとして考えられた。

【香港】

- 香港政庁の仲裁振興策は、香港の成長戦略と深く結びついている。仲裁振興策の根拠は以下3点にある。第一に、ニューヨークやロンドン、シンガポールと並ぶ世界の金融ビジネスの中心地としての香港の地位を確保するために、私的自治の尊重、強固な司法インフラの確立が重要で、そのために仲裁制度の普及振興が不可欠である。第二に、香港が仲裁地となることで、香港のリーガルサービス収入が増加するのみならず、ホテル業、飲食業、観光業等、仲裁に関連する産業が潤う。とりわけ香港は中国本土に関連する仲裁が盛んだが、中国本土に進出する企業に関わる仲裁が香港で盛んになることにより、中国本土に進

出する企業が香港に拠点をおくようになる。このように香港が仲裁地となることによる波及的経済効果は大きい。第三に、裁判外の紛争解決手段である仲裁が盛んになることで裁判所の負担を減らし、ひいては香港財政の負担の軽減にもつながる。

- シンガポールを初め、アジア各国が国際仲裁の振興に力を入れる傾向にあるが、アジアの経済成長、とりわけ中国本土の巨大な市場に鑑み、今後アジア地域における仲裁に関するパイは一層増えてくことが見込まれる。香港政府は、国際仲裁のパイを増やすための健全な国際競争を促進するとともに、香港の特質を活かしながら仲裁地としての国際競争力を一層高める方針である。

【韓国】

- 韓国においては、韓国政府が、国際取引の円滑化が経済成長の必要不可欠の条件となること、その紛争解決手段としての仲裁の重要性を早期に認識し、大陸法系の国家としては比較的早く³、1966年に独立の仲裁法を制定し、1973年にはニューヨーク条約に加入、1999年にはアジアで最初に UNCITRAL モデル仲裁法（1985）を全面的に受容して仲裁法を全面改定し、仲裁に関する法制度を整備した。
- 2013年に完成したソウル国際紛争解決センター（SIDRC）の設立において初めて、政府機関（法務省）による国際仲裁に対する直接的な財政的援助がなされた。当該援助は、現在は、嘆願を前提とした民間主導によるプロジェクトを必要に応じて支援するという受動的な姿勢に留まっている。

【マレーシア】

- Asian African Legal Consultative Organisation（AALCO）とマレーシア政府の合意に基づき、1978年に KLRCA をクアラルンプールに開設。政府として KLRCA を施設面、財政面で支援する義務を負っている。
- 当初 KLRCA はあまり活用されていなかったが、アジアにおける仲裁案件の増加傾向、シンガポール、香港における仲裁センターの成功を踏まえ、2000年代後半ころから仲裁振興を政府として推進していく機運が生じた。
- 2005年に UNCITRAL モデル法準拠の仲裁法を制定。
- 2009年から、裁判所の非効率性を是正するために司法改革が行われたが、裁判所の負担軽減の観点からも、裁判所も ADR としての仲裁に着目、2005年仲裁法に則り、仲裁への介入を極力排除している。
- そのような中で、民間出身の元仲裁人 Sundra Rajoo 氏が 2010年3月に KLRCA

³ 李鎬元「韓国における外国仲裁判断の承認および執行-韓国大法院の判例を中心に-」吉垣実（訳）立命館法学 2010年3号（331号）431頁。http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/10-3/leeyoshigakiyaku.pdf

のトップに就任してからは、KLRCA はマレーシアにおける仲裁振興の中心的役割を担い、KLRCA の規則、ブランドの刷新、裁判所、法務省での仲裁教育、内外での積極的なマーケティング活動を精力的にこなしている。

- 2014 年夏には、クアラルンプール駅（クアラルンプール空港から KL Express で一駅目の KL Sentral 駅で乗り換えた一駅目）の目の前に新たな仲裁の拠点をオープンする予定。元シャリア裁判所の建物を改装したもので、KLRCA のみならず、世界の主だった仲裁機関のオフィスや仲裁人の chambers も誘致、投資協定仲裁にも対応可能な大きめの仲裁審問室や仲裁の国際会議を開催できる大型のホールも兼ね備える⁴。

b 歴史的経緯

【シンガポール】

シンガポールの仲裁 Practice はここ 10 年で飛躍的に成長した。これは、天然資源のないシンガポールが経済を世界に開放した政策とリンクしている。活気のある仲裁コミュニティは、活気のある国際的ビジネスを反映している (Vibrant arbitration community reflects vibrant international business)。

【香港】

1980 年初頭、当時アジアにおける仲裁拠点がなかったため、香港に新たにアジアの仲裁拠点を作り上げるべく、英国領香港政庁が仲裁法の改正と仲裁機関の設立に向けた準備を開始。1985 年には香港政庁と民間が協力して HKIAC を創設。1990 年には、UNCITRAL モデル法に則った仲裁法を導入。1997 年の主権返還後も、一国二制度のもと、従来の仲裁制度を維持。2005 年頃、香港政庁内に仲裁促進の強い意識が醸成され、2007 年、香港政庁の行政長官が、施政方針演説で仲裁振興策に言及する。その後、HKIAC は政府から一等地のビルを 1HK ドルで借り受け、hearing room (審問室)、会議室のスペースを整備し、世界有数の仲裁施設を確保する。2012 年には需要の増加を受け hearing room、会議室のスペースを倍増、2017 年には香港政庁が HKIAC のみならず各国の仲裁機関や仲裁実務家の法律事務所 (barrister の chamber など) も入居できる ADR センター (建物) の建設を予定している。

【韓国】

韓国では、貿易立国を志向する立場から国際商事仲裁に対しては早い段階から積

⁴ <http://klrca.org.my/facilities/klrca-new-building/>

極的な立場が取られ⁵法制度が整備された。国際仲裁実務は、1997年 IMF 通貨危機後の国際仲裁事件の増加に伴い、韓国弁護士が欧米仲裁弁護士と共同代理人として大型国際仲裁事件の経験と実績を積む中で発展してきた。1997年の IMF 通貨危機後、韓国経済の悪化により、企業・銀行等の倒産に伴う資産売却における M&A 取引において外国資本の投資が増加し、外国会社との M&A の取引契約書には仲裁条項が盛り込まれた。その後約 5 年間に、M&A 取引が紛争化し、韓国企業が M&A における売主、欧米企業が買主としての仲裁が増加した。IMF 通貨危機以前は、国際仲裁には欧米の弁護士が代理人になるだけであったが、準拠法が韓国である仲裁事件や、証人尋問における Local Custom 等の理解のため、M&A 取引に関わった韓国弁護士が、外国法律事務所との共同代理人となることが求められた。このように韓国弁護士が、シンガポールや香港でのトップレベルの国際仲裁事件に数多く関与できたことが、韓国仲裁のその後の発展の素地となっている。

【マレーシア】

- 長らく裁判実務が非効率でかつ裁判実務への信頼が低かったことから、政府系の機関を当事者とする契約には仲裁条項が盛り込まれ、建設の分野では広く仲裁が活用されてきた。これらの国内仲裁は、英語で行われ、かつ現在の国際仲裁の標準的なプラクティスに近いプラクティスのようである。マレーシアの公用語はマレー語ではあるが、控訴審の裁判は英語で行われるなど、国際仲裁の素地としての、英語かつコモンローの紛争解決手続が広く法曹及びユーザーの間に根付いているように見受けられた。
- 国内仲裁では、アドホック仲裁（UNCITRAL 仲裁）が盛んで、KLRCA は 1978 年に設立され、アジアでは最も古い仲裁機関であるにも拘わらず、永らく活用されてこなかった。
- 2000 年後半、シンガポールや香港の仲裁センターの成功を目の当たりにし、「マレーシアにもシンガポールの仲裁発展の素地と同等の素地がある、シンガポールにできるのであれば、我々にもできるはず」という発想から、マレーシアでも国策として仲裁を振興していく機運が高まる。
- 2005 年に、それまでの 1950 年英国仲裁法をモデルとした 1952 年仲裁法を改正、裁判所の介入を最小限に抑える UNCITRAL モデル法準拠の新仲裁法が導入される。
- KLRCA の振興のため政府系の機関を当事者とする契約では、KLRCA を default の仲裁機関と定め、2010 年には Sundra Rajoo 氏を KLRCA の director に迎え、以降 Rajoo 氏の強いリーダーシップのもと、立法、司法、行政、法曹関係者が

⁵ 李鎬元「韓国における外国仲裁判断の承認および執行-韓国大法院の判例を中心に-」吉垣実（訳）立命館法学 2010 年 3 号（331 号）446 頁。http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/10-3/leeyoshigakiyaku.pdf

一体となり、様々な仲裁振興策を導入している。

- 機を同じくして 2009 年ころから、裁判実務の効率化を図るべくビジネスセンスのある弁護士（Practicing Lawyer）を最高裁の長官に据え、短期間に大量の未済案件を一機に処理、一審判決が 1 年以内に出されるようになる。裁判所の負担軽減の観点から裁判所も仲裁を重視、仲裁への非介入の立場をとっている。

c 行政による支援

i. 仲裁機関との関係

【シンガポール】

シンガポールの Legal community は、人的及び情報の交流という意味で狭い。仲裁実務家達は、SIAC、Ministry of Law 及び最高裁長官とも緊密に連絡を取ることが可能であり、裁判所も国会も仲裁 Practice を理解・サポートしている。Ministry of Law は仲裁実務家達やそのトレーニング機関、所属機関、仲裁機関等の相談に親身に且つ迅速にのってくれる。法律に不備や修正すべき点等があると思えば Ministry of Law の担当者に電話をし、気軽に相談ができ、このような連携が連鎖して実際に法律や規則の改正につながることも珍しくない。よく、「シンガポールは会社のように機能する」（"Singapore runs like a company"）といわれるが、これはシンガポールが国家全体として、そして司法・行政機関、仲裁実務家達が一致団結して、仲裁振興に向け取り組んでいる様子にもよく妥当する。

【香港】

- 行政府は、①仲裁機関は基本的に儲からないビジネスであるため、財政支援が不可欠、②他方仲裁機関が信頼を得るには、国家からの独立が重要という基本姿勢に立っている。その結果、香港政庁は仲裁機関に金銭的支援を行うが口は出さないという方針を貫いている。
- 「箱物」の重要性：仲裁機関は、最も地の利のよいところにある必要があるため、香港国際空港から Airport Express が乗り入れる香港の中心部、香港駅に直結した Exchange Square ビル（38F）の一フロアを年間 1 香港ドルで HKIAC に賃貸。
- HKIAC の収入の中心は、hearing room のレンタル料で、現在 HKIAC の収支はほぼ break even。今後収支が改善すれば、香港政府からの支援を削減していく。
- 香港政府は、小さな政府を基本理念としているため、民業への財政支援には批判も多く、財政支援は政治的に容易ではない。そのような政治的社会的環境の中で、今後財政支援を維持拡大するためにも、仲裁振興のための

財政支援を客観的に正当化する必要がある。来年 economic survey を行って、国際仲裁が香港にもたらす経済効果を数値で示していく予定。現在の試算では、HKIAC での仲裁は、香港の GDP 全体の 0.2%~0.3% の貢献があると見ている。司法サービスが GDP 全体の 1.2% ほどを占めその 1、2 割程度が国際仲裁と見ている。

- HKIAC による米国各地での香港仲裁の宣伝活動に Professional Service Development Assistance Scheme の資金提供：1997 年の中国への香港の返還後も、香港における法の支配に何ら変化が生じていないことを HKIAC が米国で宣伝するために香港行政府が補助金を支出したもの。Professional Service Development Assistance Scheme は、香港の専門職⁶（司法の専門職に限られない）の支援に、3 年間で 1 億香港ドルの補助金を準備。既にこの資金は底をついており、あらたな財政支援を検討中。

【韓国】

行政の仲裁機関との関わりとしては、仲裁振興のために、通産省が、当初、大韓商事仲裁院（KCAB）の前身をその行政組織の一部に設けていた。1970 年 3 月に、韓国商事仲裁協会（KCAA: Korean Commercial Arbitration Association）として独立した国内唯一の仲裁機関となり、その後大韓商事仲裁院（KCAB）となった。大韓商事仲裁院（KCAB）に対しては政府による経済的援助がなされている。

【マレーシア】

国による KLRCA に対する財政支援は、Sundra Rajoo 氏がトップに就任した際に、ほぼ倍増の年間 200 万 RM 超とされた。さらに、KLRCA は独自のファンディング（事務管理手数料、トレーニング費用等）も行っており、現状の収支としては黒字を保っている。

- ii. arbitration center (hearing room、各国の仲裁機関の office、仲裁人の chamber) の設営にかかる便宜

【シンガポール】

- シンガポールには仲裁に関する物的な支援の象徴として Maxwell Chambers がある。このように、一箇所に仲裁人に関する機関等を集中させ、シンボリックに存在させることが、シンガポールに仲裁を呼び込む大きなプロモーションとなっている。
- シンガポール政府は仲裁の支援と推進に非常に協力的であり熱心である。

⁶ http://www.psdas.gov.hk/ehhtml/application_list.htm?submit=I+Agree

Maxwell Chambers は、政府が設立した仲裁専用の初めての施設として、シンガポールだけでなく世界中の仲裁関係者の注目を集めた。

【香港】

香港の仲裁地としての地位を高める必要があり、HKIAC の仲裁振興のみを図ることが目的ではない。CIETAC の香港オフィス開設にあたり、一部には歓迎しない空気もあったが、仲裁地としての香港を育成するためには、open であることが重要。ICC も香港オフィスを既に開設、台湾の CAA も香港オフィスの開設を検討している（台湾企業が中国本土への進出にあたって香港を拠点とする動きを見せているため）。

【韓国】

- 韓国政府による仲裁センターの直接の運営はなされていない。ソウル国際紛争解決センター（SIDRC）は民間機関であり、法務省から、理事・執行委員兼任 1 名および執行委員 1 名が出されているが、実際のセンターの運営は国際仲裁実務家が中心となっている（なお、理事は全部で 12 名、執行委員は全部で 24 名）。
- ソウル国際紛争解決センター（SIDRC）のオフィスは、ソウル市所有ビルの 1 フロア-を、ソウル市がソウル国際紛争解決センター（SIDRC）に賃貸している（hearing room として、大仲裁ルーム 1 室、中仲裁ルーム 1 室がある）。ソウル市も仲裁センターの直接の運営には関わらず、ソウル市から理事・執行委員兼任 1 名を出している。

【マレーシア】

- 現在、政府の施設を無償で利用しているが、新たな施設に 2014 年 7 月に移転予定。
- 新施設は旧シャリア裁判所を改築したもので、その費用も政府が負担している。市街地の鉄道駅に隣接し、アクセスもよい。
- 新施設には、ICSID、PCA 等の入居が交渉されている。英国の Barrister Chamber なども入居予定⁷。

iii. 外国仲裁実務家（仲裁人・仲裁代理人）の自由化の程度

【シンガポール】

多くの外資の法律事務所がシンガポールに事務所を設立することにより、その事務所のクライアントもシンガポールでの仲裁に抵抗が少なくなるであろう

⁷ 最新の情報については、<http://klrca.org.my/facilities/klrca-new-building/>を参照されたい。

う。

【香港】

外国仲裁実務家が香港で自由に仲裁人及び仲裁代理人として活動できる（労働ビザは必要であるが、仲裁目的であれば取得は困難ではない）。とりわけ仲裁人の場合には法律家に限られず技術者などの外国の専門家も仲裁人として自由に活動できる。

【韓国】

- 韓国仲裁法 12 条において、仲裁人の国籍要件がないことが明示されている。
- 韓国における外国弁護士による代理行為は厳しく制限されていたが、2007 年に交渉妥結された米国との自由貿易協定（米韓 FTA）および EU との自由貿易協定（EU 韓国 FTA）にもとづき、2009 年 9 月外国人弁護士に対して一部市場を段階的に開放する外国法諮問法（Foreign Legal Consultant Act）が成立した（2011 年 7 月施行）。これにより、外国法諮問弁護士は、(1)ライセンスを受けた国の法律と条約、(2)普遍的に認められた国際慣習法、(3)適用法がライセンスを受けた国の法律ないしは国際法が準拠法であって、韓国内に仲裁地がある国際仲裁手続についてのみの法律サービスの提供が認められる⁸。

【マレーシア】

Legal Profession Act の 2013 年改正法⁹第 37 条は、原則として、外国弁護士のマレーシア法以外について助言を行うためのマレーシアへの入国を 60 日間に限って認めているが、さらなる改正¹⁰により、仲裁人及び仲裁代理人が行う仲裁に関する活動は、60 日間の制限なく、活動を行うことができることが明確化された（第 37A 条）。

iv. 外弁の自由化の程度

【シンガポール】

- 仲裁を振興するため、シンガポール政府としては、外資系法律事務所を積極的に誘致し、Maxwell Chambers を設立するなどし、財政面のみならず、制度面、ソフト面含めて、あらゆる面から後押しをしている。
- シンガポールの司法とそのマーケットは、裁判所による訴訟を除いては、とても開かれている。外国の法律事務所がシンガポールで事務所を開設す

⁸ http://www.koreanbar.or.kr/eng/sub/sub04_02.asp

⁹ <http://malaysianlaw.my/attachments/Malaysian-law-DR-05-2013-BI--89652.pdf>

¹⁰ <http://malaysianlaw.my/legislation/bill-of-the-legal-profession-amendment-act-2013-27175.html>

るのは非常に簡単。ただ、シンガポール法の弁護士であっても、シンガポール内の外国法律事務所にて在籍している場合には、シンガポールの法廷に立てない。

- 今では、シンガポールに 100 を超える International law firm が事務所を構えている。

【香港】

外国の法律事務所の香港オフィスの開設にも積極的である。

【韓国】

現在は外国法諮問法（FLCA:Foreign Legal Consultant Act）に基づき、原資格国が韓国と自由貿易協定等の当事者国（FLCA6 条）である国（米国、EU 等）の外国弁護士に対して市場が開放されている。

【マレーシア】

上述の Legal Profession Act2013 年改正法において、外弁の活動の自由化が強化された。同改正法において、外国法律事務所はマレーシアの法律事務所との International Partnership を結ぶか、Qualified Foreign Law Firm と認められるかのいずれかの方法でマレーシアにおいて活動することができるようになった（3 年間のライセンスで延長可）。また、マレーシアの法律事務所も外国弁護士を雇うことができるようになった。

v. 行政による宣伝活動

【シンガポール】

法務（司法）長官（Attorney General）が The Singapore Institute of Arbitrators（SI Arb）のディナーでスピーチを行うこと等も、シンガポール政府がいかに仲裁への支援体制を取っているかの現れであり、法務長官自身が高名な仲裁人であったことも、仲裁と司法、行政が、いかに近い距離にあるかを物語っている。

【香港】

- 律政司（司法省）が仲裁政策を主導し、司法省のトップ（行政長官、司法長官ら）が、国民に対し、仲裁の重要性を説くことで、一般国民の意識改革を図っている。
- 政府要人が積極的に仲裁関連行事に出席し、世界の仲裁関係者に、香港仲裁の良さ、政府としての協力姿勢をスピーチすることで好ましい仲裁地と

しての香港を内外の user にアピールしている。

【韓国】

国際仲裁に対する韓国政府およびソウル市による積極的なキャンペーンや宣伝活動はとくに認められない。基本的には法務省やソウル市によるソウル国際紛争解決センター（SIDRC）への財政的・人的援助という民間企画への受動的姿勢が貫かれており、ソウル国際紛争解決センター（SIDRC）を通じて国際仲裁に関する宣伝活動がなされている。もっとも、法務省は、UNCITRAL Regional Centre for Asia and the Pacific（UNCITRAL RCAP）・MOJ（法務省）・大韓商事仲裁院（KCAB）の年次総会の主催、Foreign Direct Investment International Arbitration Moot（FDI Moot：国際投資模擬仲裁）アジア地域予選や、香港で開催される William C.Vis International Commercial Arbitration Moot（Vis-Moot）期間中のプロモーションイベントを共同開催するなどの活動を行っている。

【マレーシア】

宣伝活動の主体は KLRCA。国内外での会議の開催、裁判所、政府への啓蒙等を行っている。

vi. VISA の取り組み

【シンガポール】

過去においては、仲裁人として仲裁を行うためにシンガポールに入国するためには VISA が必要であった。現在では、仲裁人のみならず代理人も VISA は不要である。

【香港】

仲裁目的で香港への入国に必要な査証（VISA）要件の緩和を検討中。

【韓国】

原則として適切な VISA の取得が必要。もっとも、主要な国との間で 90 日以内の VISA 免除の制度があるため、ほとんどの仲裁人は VISA 取得が問題にならない。

【マレーシア】

移民局は、短期間行われるヒアリングのためにマレーシアに入国する仲裁人

については、VISA を要しない旨を公に認めている¹¹。代理人についても同様に VISA 免除されている。

vii. 減税や給与面での優遇策

【シンガポール】

- シンガポールに居住しない仲裁人が仲裁に関してシンガポールで得た収入に対しては課税されない。この非課税措置が、シンガポールにおける国際仲裁の普及にも役立っていると考えられる。国家が、国際仲裁自体を、国家として推し進めるべきインフラと考えていることの証左である。
- 仲裁人が仲裁に関し得る収入には課税されない。さらに、外資の法律事務所によるシンガポールにおける仲裁に関する収入も 50%の減税が適用されている。多くの外資の法律事務所がシンガポールに事務所を設立することにより、その事務所のクライアントもシンガポールでの仲裁に抵抗が少なくなるであろう。
- シンガポールの裁判官は、裁判官としては世界でも最も高額な給与所得者ではないか。中には、200 万シンガポールドル（約 1 億 6000 万円）の給与を得ている裁判官もいる。このように、シンガポール政府は、優秀な仲裁人を裁判所にも受け入れるために、給与面でも仲裁人が納得するオファーを提示している。

【韓国】

外国人仲裁人に対する特別な減税等の優遇策は存在していない。

【マレーシア】

AALCO とのホスト国契約上、また、International Organization (Privileges and Immunities) Act 上の International Organization として、KLRC は、政府からの独立性が明確に認められており、課税免除や外国職員の訴追免除等の各種特権が認められている。また外国仲裁人、外国仲裁代理人については、その報酬について源泉税が課されない。

d 司法による支援

i. 仲裁に対する基本姿勢

【シンガポール】

- 仲裁の普及には、裁判所の仲裁手続への理解・尊重も重要。シンガポールでは、Menon 最高裁長官が主導権を発揮し、裁判官と仲裁関係者の接点を

¹¹ <http://www.klrca.org.my/userfiles/File/Letter%20from%20DG%20Immigration.pdf>

増やしてくれた。世界的に有名な仲裁人がシンガポールを訪問した際には、当該仲裁人によるシンガポールの裁判官に対する **Private Seminar** を開催するなど、裁判官の教育を行ってきた。

- シンガポールの裁判官には、仲裁実務家であった者が多い。**Menon** 最高裁判官は、元 **Jones Day** の弁護士であり、仲裁実務家であった。現在でも仲裁の促進について力を注いでおり、その他の裁判官も仲裁について詳しい者が多い。

【香港】

- 当事者自治の尊重、裁判外紛争解決手段である仲裁を振興し司法の負担軽減、仲裁の効率性から、裁判所は積極的に仲裁手続を支援し、裁判所による仲裁への介入を最小限に押さえる方針である。
- 主権返還後もコモンローの司法制度を維持し、コモンウェルス（旧英連邦）の現役または退官した裁判官が香港最高裁の裁判官として非常勤で裁判実務に当たっている。

【韓国】

韓国の 1999 年改正仲裁法（UNCITRAL 国際商事仲裁モデル法を採用）35 条において仲裁判断は当事者間においては裁判所の確定判決と同一の効力を有する（但し仲裁判断の執行のためには執行判決を得る必要がある、同法 37 条 1 項）。同仲裁法 39 条において外国仲裁判断の承認と執行に関するニューヨーク条約を韓国内で尊重することを定めており、韓国の裁判所において外国仲裁判断は基本的に尊重されてきた。もともと、近時執行拒絶の判決がなされている。

【マレーシア】

1952 年法のもとにおいては、裁判所はかつて仲裁に対して懐疑的で、介入的立場をとっていたが、徐々に非介入の立場に変更。2005 年 UNCITRAL モデル法に準拠した仲裁法の導入により原則非介入主義が明確となった。国内仲裁では、未だに仲裁判断のうち法律問題を裁判所で **review** してもらうことができるが、国際仲裁には適用されず、また国内仲裁であっても当事者の合意で裁判所の **review** を排除することができる（KLRC 仲裁規則のもとにおいては、国内・国際問わず、このような **review** は適用されない。）。また 2009 年以降の裁判所改革の流れの中、ADR としての仲裁の重要性の認識が高まっている。また、永らく裁判所は未済案件の滞留や長期間の審理など問題を抱えており、そのような非効率な裁判をさけるために仲裁が浸透していた。2009 年以降、

民間から Chief Justice を迎えて改革が行われ、その後順調に未済案件の解消が進み、現在では、原則的に第 1 審は 9 ヶ月で判断が下される。非常に効率的かつ安価な紛争解決手段として、現在は紛争解決手段の選択に当たって仲裁から訴訟への回帰現象も一部には見られる。

ii. 仲裁専門部の有無、その他仲裁にかかる専門性を確保する取り組み

【シンガポール】

シンガポールの裁判所に対して、仲裁に関する紛争案件が申し立てられた場合、仲裁に通じた裁判官が任命される。特定の裁判官を当事者が指名できるわけではないが、当事者は、仲裁に関係した案件において、裁判所の実質的な Arbitration Division による（仲裁に詳しい裁判官による）判断をリクエストできる。

【香港】

仲裁専門の裁判官が仲裁関連案件を全て監督し、仲裁関連事件の統一的、迅速な解決を実現。現在は香港 High Court (第一審) の仲裁専門裁判官が他の 4、5 名の裁判官の協力を得ながら仲裁関連案件を処理している。

【韓国】

韓国の裁判所には仲裁の専門部および仲裁の専門裁判官の制度は存在しない。専門裁判所や裁判官の設置は過去に議論されてきたが、仲裁専門の裁判官を育成する必要があるほどの事件数が存在しなかった。もっとも、最近では仲裁に関する事件数が増加してきているので、専門部の設置等は今後の課題である。

【マレーシア】

専門部は存在しないが、仲裁案件の多くを占める建設紛争については、近時専門裁判所が設立され、建設関係の仲裁に関する案件はその裁判所に集まることになる。仲裁判断の取消や承認執行は証人尋問等を要しない簡易な手続によって行われ、原則申立から 6 ヶ月で判断が下される。

iii. 仲裁手続支援の実務（暫定措置の執行や anti-suit injunction の実務などの紹介）

【シンガポール】

2 年半程前までは、海外で行われている仲裁に関して、シンガポールにある財産に対する保全措置は得られなかったが、現在では、シンガポール裁判所は海外で行われている仲裁に関しても保全命令を言い渡すことができる。

【香港】

香港の裁判所は、以下のような手続を通じ仲裁を支援している。

▪ 仲裁合意の尊重

仲裁合意があるにも拘わらず提訴された場合には、裁判所は裁判手続を停止 (stay) するとともに、裁判所は仲裁合意がある場合に提訴を禁止する *anti-suit injunction* を出すことができる。

▪ 暫定措置

香港の裁判所は、(i)香港内外の仲裁手続のために暫定措置を講ずることができ、(ii)香港内外の仲裁廷による暫定措置及び暫定仲裁人による暫定措置を執行することができる。これらの手続は、場合によっては相手方当事者の参加なしに手続をすすめることができる (いわゆる *Ex parte* 手続)。

▪ 証拠保全

香港の裁判所は、香港内外の仲裁手続のために証拠保全手続を行うことができる。当事者は、証拠の必要性、証拠散逸のリスク (*risk of dissipation*) を疎明すればたり、場合によっては相手方当事者の参加なしに手続をすすめることができる (いわゆる *Ex parte* 手続)。

▪ 証人尋問

香港在住の当事者及び第三者に対し、香港の内外の仲裁廷がその権限に基づき適法に *subpoena* を出したにも拘わらず出廷しない場合には、香港の裁判所が代わりに証人尋問を行うことができる。

【韓国】

仲裁合意をした当事者は、仲裁手続の開始前あるいは手続中に、仲裁廷が形成されているかどうかかわらず、暫定措置を裁判所に対して求めることができる (仲裁法 10 条)。また、仲裁廷は、紛争の対象に関して必要であると認める暫定措置を発令することができる (仲裁法 18 条)。仲裁廷による暫定措置は一般的には韓国の裁判所による強制力はないと考えられているが¹²、そのような措置が発令されることは、仲裁法 10 条に基づく裁判所による暫定措置を認諾する説得的な証拠として実務上は効果的である¹³。また、仲裁廷は職権により、あるいは当事者の要請に基づき、証拠調べにおいて裁判権をもつ裁判所の支援を要請ことができ、証拠調べをした裁判所はその結果 (証人尋問の結果や証拠能力に関する報告) を仲裁廷に送付しなければならない (仲裁法 28 条)。なお、韓国仲裁法は、仲裁地が韓国にある場合に適用するにとどまる (仲裁法 2 条 1 項)。

¹² 「韓国仲裁法の概要と特徴：日本仲裁法との比較研究の準備として」猪俣孝史・宋寶倍、比較法雑誌 45(4),447-472,2012

¹³ “Arbitration Guide IBA Arbitration Committee SOUTH KOREA September 2012” Kevin Kim.

【マレーシア】

マレーシアの裁判所は、以下のような手続を通じ仲裁を支援している。

- 仲裁合意の尊重
仲裁合意があるにも拘わらず提訴された場合には、裁判所は裁判手続を停止（stay）し、マレーシアの裁判所が管轄を有する当事者（マレーシア人、マレーシア法人）に対しては、仲裁合意がある場合にマレーシア内外での提訴を禁止する **anti-suit injunction** を出すことができる。
- 暫定措置等
 - マレーシアの裁判所は、マレーシア内外の仲裁手続のためにマレーシアの裁判所が暫定措置を講ずることができるが、仲裁廷による暫定措置については、裁判所による執行が法律上まだ担保されていない。
 - マレーシアの裁判所は、基本的に UNCITRAL モデル法にならって仲裁手続のための証拠保全、証人尋問を行う。

iv. 仲裁判断の取消や執行拒絶に関する実務

【シンガポール】

仲裁判断を裁判所が取消す頻度は高くはなく、比率としては低いものである。これは、仲裁プラクティスを尊重する司法機関の姿勢の現れとも評価でき、裁判官にも元仲裁人や仲裁実務を行っていたものが多いという、仲裁と裁判所との連携、交流がうまく機能していると評価できる。通常、取消事由とされるのは、仲裁手続に重大な瑕疵があるというデュープロセス違反であろう。

【香港】

- 仲裁手続に相当深刻な問題がない限り仲裁判断を執行する。
- 仲裁の執行手続では、実体法の判断には立ち入らない。執行手続では仲裁判断に加えて当事者の陳述書が提出されることはあるが、証人尋問など実体審理の蒸し返しは許されない。
- 仲裁判断の執行申立の通知を相手方が受領した後 14 日以内に異議を唱えない限り裁判所は仲裁判断を執行する。
- 2012 年 27 件の仲裁判断執行申立、23 件異議なくそのまま執行。4 件については取消の申立がなされたが、いずれも取消認められず。
- 2008 年から 2013 年 7 月までに裁判所により取り消された仲裁判断は、2 件のみ。いずれも仲裁判断取消の申立ての相手方が争わなかった事例。
- **FG Hemisphere Associates LLC. v. Democratic Republic of the Congo** では、香港の裁判所が仲裁判断の執行を認めなかったが、あくまで執行の相手が国家で主権

免除が認められたため。主権免除の解釈につき香港の裁判所が中国中央政府に問い合わせたが、これは主権免除が、国の外交及び安全保障に関わる事項として、中国本土に留保されている事項であったため。このような限定的な事項を除いて、香港の裁判所が中国本土の政府に問い合わせをすることはない。

【韓国】

韓国の裁判所は、1999年に仲裁法を改正する以前から、ニューヨーク条約の趣旨を生かし、仲裁判断を尊重する傾向にあったが、2013年、2件の執行が拒絶された。1つは、2013年1月にソウル南部地区裁判所によって審理されたNDS v. KT Skylife事件。判決では、仲裁判断においては履行されるべき義務内容の範囲が明確に詳細に記載されていなかったことを根拠に執行が拒絶された（控訴中）。もう1つは、2013年8月にソウル高等裁判所で審理されたLSF-KDIC v. KR&C事件。原審のソウル中央地区裁判所では仲裁判断は公序良俗に反するとして執行が拒絶された。高等裁判所では、仲裁判断の根拠となる当事者間の有効な仲裁合意が存在しないと判断されて執行が拒絶された。

【マレーシア】

かつては、裁判所は仲裁に対して介入的立場をとっていたが、徐々に態度を改め、相当な問題がある事案以外については介入を控えるようになった。2005年改正法の元においては、国際仲裁の場合、原則非介入の立場が明確化された。国内仲裁では、法律問題についてのみ裁判所が仲裁判断をreviewできる規定があるが、当事者の合意で同条の適用を排除できる。現在UNCITRALモデル法上の取消事由・執行拒絶事由が限定的に適用されるのみ。ただし、著しい不正義を正すため、法律の規定に拘わらずInherent Jurisdictionを裁判所は保持しているという立場をとっており、極端な事例においては、裁判所の介入の余地を残している。例えば、仲裁人が過去に一方当事者の他の仲裁に関与していた事実を開示していなかった事案において、裁判所は仲裁法上の明文の規定がなくとも仲裁人に問題があれば、裁判所は介入し得るとし、仲裁人に事実の開示を命じた。

e 立法による支援

i. 仲裁関連法規の概要

【シンガポール】

国内仲裁を規律するArbitration Act及び国際仲裁を規律するInternational Arbitration Actが制定されている。

【香港】

民間の専門家を活用：10年かけて民間の仲裁専門家の提言を取り入れ、仲裁制度を整備。実質的な反対政党があり、立法は容易ではないが、仲裁実務家からの提言を受けて適時適切に仲裁関連法の整備を進めている。

【韓国】

韓国においては、政府が国際仲裁の重要性を早期に認識し、1966年に独立の仲裁法を制定、1973年にはニューヨーク条約に加入、1999年にはアジアで最初にUNCITRALモデル仲裁法（1985）を全面的に受容して仲裁法を全面改定し、仲裁に関する法制度を整備した（日本は2004年に仲裁法制定）。

【マレーシア】

英国植民地時代に1890年仲裁法（Arbitration Ordinance）が制定され、その後1950年英国法をベースとした1952年仲裁法が制定された。その後、2005年にUNCITRALモデル法に準拠した仲裁法に改正がなされた（2006年3月15日施行）。同法は2011年にも改正されている。

ii. 仲裁法の特徴、制定経緯、改正頻度

【シンガポール】

- Arbitration Actは2002年3月1日施行。International Arbitration Actは1995年1月27日施行。
- 国内仲裁及び国際仲裁を規律する法律として2層構造が採用された経緯としては、「モデル法及び世界的な国際仲裁の潮流が、一般的に裁判所の介入をできる限り減らす方向性を志向するものである一方、国内仲裁においては、必ずしもそれが当てはまらず、裁判所がより強く監督を行うことが望ましい場面があるとの判断があったことが挙げられている。」（青木大「シンガポール国際仲裁の実務」1498頁、国際商事法務、Vol 41、No. 10（2013））

【香港】

- モデル法の導入：2010年の大改正（Arbitration Ordinance）で、従来のイギリス法に基づいた仲裁法を改正、UNCITRALモデル法（2006年版）を導入。
- 秘密性にかかる立法：仲裁に関する秘密保持義務を立法で明文化するとともに仲裁関連の裁判手続を原則非公開にすることで、仲裁にかかる秘密の確保をより確実にした（仲裁人の忌避や仲裁判断の取消等仲裁関連の裁判手続は原則非公開、審理は非公開で決定も当事者の申立によって裁判所が一部黒塗りをする裁量を有する。）。

- 仲裁手続中の調停：仲裁手続中の調停の活用を規定。
- 香港と中国本土の仲裁判断の相互承認（主権返還後、香港と中国本土にはニューヨーク条約の適用がないが相互承認を規定。） **Agreement concerning mutual enforcement of arbitral award between Mainland China and Hong Kong**

【韓国】

1999年に改正された新仲裁法は、アジアで初めて UNCITRAL 国際商事調停モデル仲裁法を導入されたものであり（日本は 2004 年に仲裁法制定）、国際基準に適応したものである。

【マレーシア】

2005年仲裁法は基本的に UNCITRAL モデル法に準拠したものである。同法の第3章は、法的問題について裁判所の判断を求めることができる旨を規定しているが、国際仲裁については適用がなく、当事者の合意で **Opt-in** することが可能という建付けとなっている。2011年改正法において、係争額の回収を確保するために財産の差押え等が行えること、国外を仲裁地とする仲裁手続に関しても裁判所が暫定措置をとることができることが明確化される（第11条）などした。

3 投資協定仲裁に対する取り組み（ICSID panel の選定）

【シンガポール】

- 投資協定仲裁は、案件数自体はまだ少ないが、個々の規模が大きく、政府としても力を入れていきたい分野である。今年は Maxwell Chambers で 2、3 件審理された。
- ICSID の仲裁人リストの候補者に関しては、Ministry としても相談を受けることがある。重要な資質・要素としては、やはり投資協定仲裁の案件を数多く経験していることが挙げられる。投資協定仲裁の案件を数多く経験していることは、市場におけるテスト（Market test）を通過しているということ。Ministry にも元仲裁実務家がいるので、仲裁のマーケットには精通している。ただ、このようなリストの話になると、常に同じ人しか任命を受けていないという批判はある。基本的に、投資協定仲裁と商事仲裁とで、仲裁人に必要な資質は同様である。
- ICSID のパネルの要件として、「High morality」というのがある。ICSID 規則第 14 条。基本的には、商事仲裁の仲裁人と同様、類似の資質が要求されると考えるが、国家対私人というスキームになるので、より高度な倫理的センスが必要と思われる。
- 投資協定仲裁において論点となる国際法概念の多くは、一般の商事仲裁では論点とならない場合もある。これは、通常の商事仲裁と異なり、投資協定仲裁の場合には、必ず国境をまたがり、コモンローとシビルローの衝突等、国際的なより強い衝突が起きるからである。したがって、投資協定仲裁における優秀な仲裁人になるた

めには、国際法への深い理解が不可欠。まずは代理人として経験を積むことが重要であろう。

- 投資協定仲裁における仲裁人に必要な資質は、基本的には、一般的な商事仲裁と変わらないのではと思われる。法的素養、中立性、公平性、信頼性などである。ただ、一般的な商事仲裁においては参考になる先例が数多くある場合があるが、投資協定仲裁においては参考になる先例が少ない場合が多く、また協定の解釈指針もウィーン条約しか存在しない場合もあり、苦勞が多く、より高度な国際法への理解と感覚が要求されると考える。

【香港】

- 主権返還前、HK が結んだ EPA があるが、現在は独自の EPA はない。
- HKIAC と PCA は既に協力協定を締結し、PCA の投資協定仲裁手続に関連して HKIAC の hearing room を無償で行えるよう合意している。
- 香港政庁も PCA と現在協議を進めており、今後 2 年以内に PCA と何らかの協定が締結できる見込みである。詳細は明らかでない。
- 香港政庁が ICSID panel を選定することはないが、香港の高名な仲裁実務家は現に ICSID 議長が選任する panel にリストされている。

【韓国】

- 以前の韓国政府の選任した ICSID パネルの推薦リストには必ずしも国際法の専門家でなくても経験豊富なシニアの弁護士や裁判官経験者も候補者に含まれていた。しかしながら、2006 年、韓国と米国が FTA 交渉を開始したことにより、韓国政府は、ICSID による国際投資協定仲裁の被申立人になる現実的可能性を考え、ICSID パネルの推薦者を誰にするかを真剣に議論し、リストを大幅改訂した。
- 韓国政府は、仲裁実務家などに推薦者を聞くなど国際的な評判を重視し、最終的な ICSID の仲裁人と調停人の推薦者を決定した。
- 現在は、国際投資協定仲裁事件の経験はなくとも、国際商事仲裁人としての経験や国際商事仲裁事件の申立代理人の経験のある実務家である Dr. Hi-Taek Shin、Mr. Kevin KIM と Mr. Byung-Chol (BC) Yoon、Professor Joongi Kim の 4 名が選任されている。なかでも Dr. Hi-Taek Shin は ICSID 仲裁事件の Chairman として ICSID により選任されている。
- 現在の ICSID 仲裁の仲裁人の国籍は欧米諸国が多いが、ICSID の Secretary General は、女性やアジア人の仲裁人候補者に非常に興味を持っており、現在 ICSID の議長が指名した ICSID 仲裁人のパネルには欧米人以外の多様性 (Diversity) のある人選がなされている¹⁴。今後アジア人が ICSID 仲裁における仲裁人として選定される可

¹⁴ 2011 年 9 月 15 日付の ICSID 評議会の議長が指名した 10 名の ICSID 仲裁人候補者：Ms. Teresa Cheng, SC (中

能性は高まっている。

【マレーシア】

- 現在の ICSID パネルは高名な実務家 2 人と元裁判官 2 人(任期は 2014 年 7 月まで)。いずれも国際的な紛争案件に通じている。現在次期候補を選定中だが、今回、選定担当者に直接話を聞くことはできなかった。

4 仲裁機関—仲裁機関の取り組み

i. 総論

【シンガポール】

- SIAC が中心的な仲裁機関。2013 年 11 月現在、係属中の案件は約 600 件であり、新規取扱い件数も、2001 年の 64 件、2002 年の 64 件、2003 年の 64 件、2004 年の 78 件、2005 年の 74 件、2006 年の 90 件、2007 年の 86 件、2008 年の 99 件、2009 年の 160 件、2010 年の 198 件、2011 年の 188 件、2012 年の 235 件と増加傾向にある。
- Maxwell Chambers には、SIAC、ICC 等の仲裁実行機関の他、The Chartered Institute of Arbitrators (CIArb)、SIArb 等のトレーニング機関、著名な仲裁人のオフィス等が 1 つの建物に集約されており、シンボリックな存在として君臨している。

【香港】

- HKIAC が香港における中心的仲裁機関。
- 1985 年に香港政庁と民間で設立した非営利法人。

【韓国】

大韓商事仲裁院 (KCAB) は、韓国における唯一の商業仲裁紛争機関であり (1966 年に Chamber of Commerce of Korea 内に設立された韓国商事仲裁委員 (KCAC: Korean Commercial Arbitration Committee) は前身である) 50 年近くの歴史がある。

【マレーシア】

- KLRCA は AALCO (Asian-African Legal Consultative Organisation) とマレーシアとの間のホスト国契約に基づいて設立された機関。AALCO はニューデリーに本部を有し、クアラルンプールのほか、カイロ (エジプト)、ラゴス (ナイジェ

国), Mr. Eduardo Zuleta (コロンビア), Prof. Alain Pellet (フランス), Dr. Claus von Wobeser (メキシコ), Prof. Azzedine Kettani (モロッコ), Prof. Donald M. McRae (ニュージーランド/カナダ), Mrs. Tinuade Oyekunle (ナイジェリア), Mr. Makhdoom Ali Khan (パキスタン), Prof. Pierre Tercier (スイス), and Ms. Lucy Reed (アメリカ) .

リア)、テヘラン (イラン) に仲裁センターがある。インドに headquarters がある。現在の Secretary-General はマレーシア人 (Professor Dr. Rahmat Mohamad)。Deputy Secretary-General の 1 人は日本人である。

- KLRCA は 1978 年に設立されたが、永らく活用されることが乏しかった。2010 年 3 月に Sundra Rajoo 氏が Director に就任してから、飛躍的に知名度が高まり、仲裁案件も急激に増加している。

a 戦略

- i. 各仲裁機関の売り込みのポイント (ターゲットとなる user)

【シンガポール】

公開性に関し、SIAC の 2013 年規則において、案件の終了後、SIAC は当事者に対し、当事者名等を墨塗りした事件内容の公表につき同意を求めている。反対があった場合に公表しないのは、ユーザーに対する配慮であり、まずはユーザーの利便性や都合を最優先している。非公開を求める当事者の利益と、透明性を求める第三者の利益のバランスが重要。同意を取って公表することにより、そのバランスの上で、利用者にとっても予測可能性が増して、信頼性が増して、利用しやすくなる。

【香港】

- アジアにおける国際仲裁のハブとしての香港をアピール。
- とりわけ中国本土に進出する企業に関わる仲裁地として利便を強調。
- 内外の仲裁専門家の意見を反映させながら最先端の実務を導入。

【韓国】

大韓商事仲裁院 (KCAB) は、北東アジアの国際仲裁のハブとなることを目指し、管理体制の刷新、インターネットを利用した広報活動、広範囲な国際機関との共同活動を拡大などを通じて、存在をアピールし、国際的な地位の強化を図っている。

【マレーシア】

- KLRCA が Rajoo 氏のイニシアティブのもと、内外に強力なマーケティングを推進。Rajoo 氏は、政府機関への啓蒙・協力要請を行うと共に、国際的な様々な催しに精力的に出席し、マレーシアの仲裁をアピールする顔としての役割を担っている。
- i-Arbitration Rule を策定するなど、イスラム教国という特長を生かしてイスラム金融の紛争解決のハブとなることも目指している。

- 建設紛争が多いことから、建設関係の dispute resolution board の実務に力を入れている。
- 仲裁だけでなく、Adjudication、Mediation など幅広く手がけ、ベンチャー的に様々な取組を行おうとしている。

ii. 国際化、最先端の仲裁実務の取り組みにむけた工夫

【シンガポール】

- SIAC の重要な役割の一つとして、仲裁判断の審査がある。ICC も類似した審査を行っている。審査の内容としては、日付、当事者名、請求額の確認など、基本的には形式面であるが、仲裁判断の有効性を担保する意味でも重要なプロセスであり、仲裁に対する信頼を維持する機能があると考えている。
- SIAC も ICC 同様、仲裁判断の審査を行う。審査は実体面ではなく、手続面。仲裁判断が言い渡されるまでに余計に時間がかかることになるが、執行がより確実になり、仲裁判断や手続に対する信用性が維持できるなど、メリットの方が大きい。
- SIAC の Emergency Arbitrator 制度は好評である。申請・入金から一日で Appoint するなど、迅速に対応しており、SIAC の仲裁の利便性と信頼性を高めている。

【香港】

HKIAC の仲裁人名簿のレビューや、その他 HKIAC に戦略的助言を行う international advisory board を設置、諸外国の著名な仲裁実務家で構成されている。

【韓国】

IMF 通貨危機後に仲裁が盛んだったときには、ほとんどの仲裁が ICC とアドホック仲裁であり、大韓商事仲裁院 (KCAB) は国際仲裁においては劣位であった。現在、大韓商事仲裁院 (KCAB) は、国際仲裁市場における存在価値を高めるため、種々の国際仲裁機関と協力体制を取る相乗効果により、韓国における国際仲裁事件全体の市場を拡大しようとしている。

【マレーシア】

- トップダウンによる迅速な意思決定により、常に最新のプラクティスを反映した仲裁規則の改正を行うことが可能。他の機関が 1 年かけて議論するところを、KLRC A であれば 3 ヶ月で改正可能であるとのこと。また、失敗が生じればこれにすぐに対処することも可能。
- 法改正については、シンガポールほど迅速に行うことは難しいが、Rajoo 氏は、Attorney General、担当大臣、裁判官等に幅広い人的ネットワークを有し、問題

があれば国家機関に強い働きかけを行うことが可能である。

- 海外から著名な仲裁実務家を招致して、積極的に国際会議を開催し、仲裁実務の啓蒙に当たっている。
- 国内外の有能なスタッフを比較的高い給与で採用、マーケティング、ビジネスプランニング、規則改定、案件処理に彼らの *expertise* を活かしている。

iii. 広報活動（国際会議、トレーニング、newsletter）

【シンガポール】

SIArb や CIArb Singapore Branch 等の仲裁機関が、定期的にセミナー、講演会、研究会や仲裁人・仲裁実務家のトレーニングを開催している。その中には、投資協定仲裁をテーマとするものも含まれる。また、それぞれ、初級レベル、中級レベル、上級レベルのトレーニングコースを設け、仲裁実務家のスキルアップを図るだけでなく、情報交換を進め、それぞれ切磋琢磨できる環境を整えている。

【香港】

国際仲裁をテーマとする国際会議を頻繁に開催。HKIAC のみならず、HKIArb、CIArb、Bar Association (barrister の団体)、Society of Law (Solicitor の団体)、Society of Construction Law などが、さまざまな形の会議を主催している。

【韓国】

- 大韓商事仲裁院 (KCAB) は、Vietnam International Arbitration Centre (VIAC)、KLRC、European Union Chamber of Commerce in Korea (EUCC)、HKIAC などの国際仲裁機関と共同主催により、数々の国内国際会議を主催してきた。また、International Federation Of Commercial Arbitration Institutions (IFCAI)、International Council Commercial Arbitration (ICCA)、Asia Pacific Regional Arbitration Group (APRAG) などの国際機関の主催する国際会議にも参加している（年 4 回のフォーラム、年 5 回の国際機関との共催セミナー開催）。
- 大韓商事仲裁院 (KCAB) は、約 5 年前から弁護士事務所指導で仲裁促進活動を行っており、具体的には法律事務所のスポンサーないしは講師派遣による月 1、2 回の無料セミナーを主催。
- 大韓商事仲裁院 (KCAB) は、国際仲裁専門家プログラムや CIArb セミナーなどを実務家、経営者やロースクールの学生などに提供している。
- 大韓商事仲裁院 (KCAB) は、仲裁教育として、ロースクールの学生を対象に、模擬仲裁を主催している。大韓商事仲裁院 (KCAB) 模擬仲裁大会、Willem C. Vis International Commercial Arbitration Moot (VIS Moot) 予選大会（韓国国際仲裁協議会 (Korean Council for International Arbitration) KOCIA、ソウル国立大学法科

学院との共催)、および Foreign Direct Investment International Arbitration Moot (FDI Moot : 国際投資模擬仲裁) アジア地域予選を主催 (法務省、高麗大学、大韓商事仲裁院 (KCAB) の共催)。また、ロースクールに仲裁の授業を提供している。

- 大韓商事仲裁院 (KCAB) は年に一度、仲裁雑誌「仲裁」および「KCAB Annual Report」を発行している。
- 大韓商事仲裁院 (KCAB) は、高麗大学ロースクール、Korea In-House Counsel Association や Korean Institute of Design Promotion などの機関と MOU (Memorandum of Understanding) を締結して、ネットワークを作り、仲裁セミナーの共同企画や商事紛争回避・解決への協力・相談等の活動を通じて仲裁を広めている。
- その他、Facebook、Twitter アカウントを保持して SNS (Social Networking Service) を利用した広報活動を展開している。

【マレーシア】

- Newsletter などの情報発信を盛んに行う。
- 海外の仲裁に関連の主だった国際会議に参加し発言して、国際仲裁の community における KLRCA のプレゼンスを高めている。
- KLRCA は国内・国際含め様々な会議を企画している。裁判所、Attorney General Chambers 内部の研修、The Malaysian Institute of Arbitrators (MIArb) などと共に一般向けのトレーニングの提供も行っている。オーストラリアの New South Wales 大学と共同して、Diploma の取得できるコースを提供している。

iv. 予算・収支

【シンガポール】

SIAC は政府から独立しており、Self funded であるので、無用な干渉は受けずに済む。よく例えるのは、Maxwell Chambers は Changi 国際空港であり、SIAC はそこを利用する Singapore Airline である。政府が整えてくれた施設を有効に利用して、国際仲裁の実をあげることができる。

【香港】

2011 年度 (HKIAC Annual Report¹⁵参照) :

収入 (政府の援助含む) : 15,047,294HK ドル

支出 : 14,671,968HK ドル

¹⁵ <http://hkiac.org/index.php/en/hkiac/annual-report>

【韓国】

大韓商事仲裁院（KCAB）は、現在は政府から独立した機関ではあるが、歴史的に政府機関から独立されたという経緯があり、韓国政府から一部資金援助を得ている。

【マレーシア】

政府から財政援助を受けているほか、自らファンディングも行っている。政府援助のほかの主な収入源は、仲裁事務管理費用及びトレーニング料。現在のところ黒字であり、有事の場合に備えリザーブも積めている状況である。

b 統計

i. 案件数、案件の特徴

【シンガポール】

- SIAC における 2012 年の新規案件数：235 件
- 内訳：33.2%が Trade、17.9%が Corporate、15.7%が Commercial、12.3%が Shipping/Maritime、11.9%が Construction/Engineering、0.4%が Insurance、8.5%がその他。

【香港】

2012 年度：建設関係紛争 24%、一般商事 27%、企業紛争 8%、保険紛争 3%、海事紛争 38%。

【韓国】

大韓商事仲裁院 (KCAB) に申し立てられた 2012 年の国際仲裁事件の 74% (63 件) は、国際通商に関連しており、それ以外には建設、海事およびファイナンス案件である。(2012 Annual Report KCAB)

分類	2012			2011			2010		
	国内	国際	合計	国内	国際	合計	国内	国際	合計
国際取引	10	63	73	10	53	63	12	39	51
国内取引	109	0	109	89	0	89	98	0	98
海事	8	5	13	13	6	19	14	5	19
建築	117	2	119	105	8	113	90	2	92
科学技術	6	7	13	8	2	10	19	1	20
財政	3	4	7	3	5	8	3	0	3
知的財産	5	2	7	2	2	4	7	2	9
労務	3	1	4	4	1	5	3	1	4
不動産	14	0	14	7	0	7	12	0	12
その他	0	1	1	5	0	5	6	2	8
合計	275	85	360	246	77	323	264	52	316

【マレーシア】

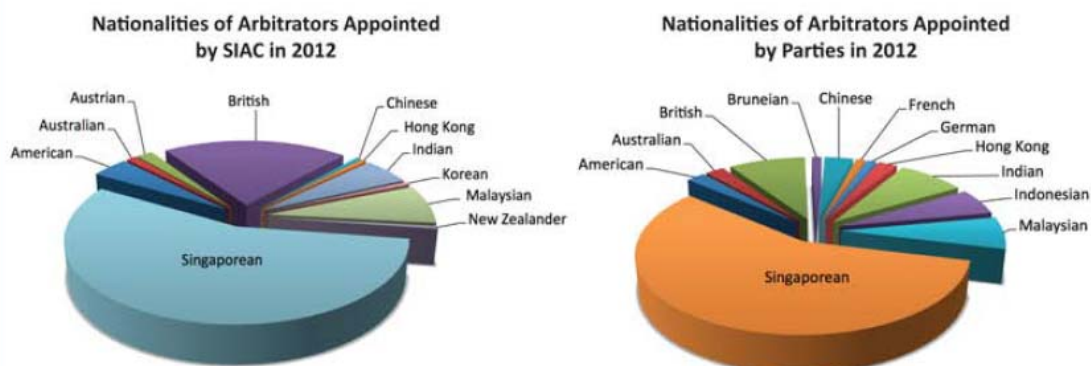
KLRC の取扱い件数は、2010 年 51 件 (内国際仲裁 7 件)、2011 年 72 件 (同 9 件)、2012 年 117 件 (同 18 件)、2013 年 156 件 (同 28 件)。

全体のうち、construction contracts が 27%、service agreements が 13%、supply agreements が 18%、concession agreements が 4%、shareholders agreements が 4%等。

ii. User、仲裁人、代理人の国籍

【シンガポール】

SIAC における 2012 年の新規案件につき、当事者の国籍は 39 カ国。



【香港】

2012年度:当事者の国籍は次のとおり(下線は、HKIACを多く利用した当事者の国籍)。
Angola, Australia, Belgium, Brazil, Brunei, Cambodia, Canada, Cayman Islands, China, Costa Rica, Cyprus, Denmark, Djibouti, Ecuador, Germany, India, Indonesia, Italy, Japan, Kyrgyzstan, Macau, Malta, Marshall Islands, Mauritius, Netherlands, Norway, Philippines, Russia, Samoa, South Africa, South Korea, Switzerland, Taiwan, Thailand, the British Virgin Islands, United Kingdom, United States, and Vietnam.

【韓国】 User の国籍 (2012Annual Report KCAB)

2012年の国際仲裁の当事者国籍は、米国、中国、日本との順が多い。韓国 EU 間 FTA、韓国 US 間 FTA の批准により国際仲裁の件数は増加すると見込まれている。

国	事件数			国	事件数		
	2012	2011	2010		2012	2011	2010
アメリカ	18	15	11	アラブ首長国連邦	2	0	1
中国	17	13	8	イスラエル	2	0	0
日本	8	5	5	ベトナム	1	7	0
インドネシア	7	0	1	イタリア	1	4	1
ドイツ	4	3	2	カンボジア	1	4	0
香港	4	1	3	台湾	1	2	1
シンガポール	3	2	1	インド	0	2	1
オーストラリア	3	1	0	メキシコ	0	2	0
タイ	2	2	3	ウクライナ	0	2	0
ブラジル	2	1	0	その他の国	9	11	14

【マレーシア】

約 8 割が国内仲裁案件である。国際仲裁案件における当事者の国籍は現在のところ公表されていない。

iii. 使用言語

【シンガポール】

英語

【香港】

英語が中心。但し中国語も使用される。

【韓国】

国際仲裁は英語が使用されるのがほとんどである。もっとも、当事者が外国人であっても、両当事者の代理人が韓国人であり、仲裁人が韓国人である場合には、柔軟に韓国語が使用される場合もある。

【マレーシア】

国際・国内共に英語が中心。国内仲裁についてはマレー語でなされることもある。

c 規則

i. 特徴

【シンガポール】

- SIAC の Emergency Arbitrator 制度は好評。申請・入金から一日で Appoint するなど、迅速に対応している。
- 手続規則としては IBA の規則が多く採用されているように思える。
- 公開性に関し、SIAC の 2013 年規則において、案件の終了後、SIAC は当事者に対し、当事者名等を墨塗りした事件内容の公表につき同意を求めている。

【香港】

- 従来香港では UNCITRAL 仲裁規則に基づく仲裁が盛んであったが、2008 年 HKIAC で新たに仲裁規則を制定、HKIAC の規則に基づいた仲裁手続を HKIAC で管理するようになる。仲裁機関相互の競争が激しくなる中、2013 年、諸外国の高名な仲裁専門家の意見を取り入れながら最先端の仲裁規則に改定した。当事者自治を尊重して全般的に HKIAC が仲裁手続に関与することが少ない規則となっている。
- 国際仲裁の規則のほかに、国内仲裁用のアドホック規則、仲裁人選任規則、証券取引仲裁規則、電子取引仲裁規則、簡易手続規則なども備えている。
- 2013 年の HKIAC 規則の主要改正点は以下の通り。
 - 多数当事者、多数契約の扱い規定を創設
 - 簡易手続で行える金額制限を上げ、適用範囲を広げる
 - 仲裁人報酬に上限（キャップ）を設けるオプションを創設
 - 緊急仲裁人制度の導入

【韓国】

- 大韓商事仲裁院（KCAB）は 2007 年版国際仲裁ルールを有していたが、かつては契約当事者が仲裁合意において国際仲裁ルールが適用されることを明記しない限りは大韓商事仲裁院（KCAB）の通常仲裁ルールが当然に適用されること

となっていた。大韓商事仲裁院（KCAB）の通常仲裁ルールでは、圧倒的多数が韓国人からなる大韓商事仲裁院（KCAB）仲裁人リストから仲裁人を選任すること、手続を韓国語で行うことが義務づけられており、国際的には到底受け入れがたかった。そこで、大韓商事仲裁院（KCAB）は 2011 年 9 月より新国際仲裁ルールを制定した。

- 大韓商事仲裁院（KCAB）は、国際仲裁ルールを改定し（2011 年 9 月 1 日発効）、一方当事者が韓国籍ではない場合、あるいは仲裁場所が韓国外に指定された場合には、別途合意がない限りは、同日以降に効果が生ずる全ての仲裁合意に適用される。主な改定内容は以下のとおり。
 - 当事者は自由に仲裁人を選任できる。
 - 簡易仲裁手続に関する規則（申立額 200,000,000 Korean Won（約 2000 万円）を越えない事件につき簡易迅速低コスト手続の提供。単独仲裁人・審問原則 1 回・仲裁判断は 3 ヶ月以内）
 - 国際仲裁における仲裁人の報酬の改定（国際基準に増額）

【マレーシア】

- 2010 年、2012 年、2013 年に仲裁規則を改正。常に最先端のプラクティスを迅速に反映することを心がけている。
- Rule は UNCITRAL 仲裁規則を原則的に採用し、その特則を規定する形をとっている。
- 他国の仲裁機関に比して特に有利な点は費用である。1000 万 USD の案件について比較すると、事務手続費用、仲裁人費用等を含めた金額は、SIAC は 154,678.17USD、HKIAC は 144,099.64USD、KLRCA であれば 114,600USD となる。
- 通常の Rule のほか、Fast Track Rule 及び i-Arbitration Rule を制定している。

d ガバナンス

i. 事業面

【シンガポール】

2013 年の改正によって、SIAC は法律・技術面を監督する Court of Arbitration と、事業面を監督する Board of Directors に再構成された。これにより、それぞれの機能の効率がアップしている。このような構造と機能分担は、ICC Court と Secretariat によって構成される ICC に類似した体制といえる。

【香港】

- Council が年数回集まって重要事項を決定する。

- Council の Chairman が協会を代表する。
- 日常の運営は Secretary General が仕切る。
- International Advisory Board を設置し、世界中の著名な仲裁関係者にメンバーになってもらっている。重要なのは、世界中の仲裁の核となる人物に、「自分も香港の仲裁とかかわりを持ち、香港仲裁の振興に一定の責任を負っている」と考えてもらうこと。

【韓国】

大韓商事仲裁院（KCAB）は 2011 年 3 月、国際諮問委員会（International Advisory Committee）を設置し、韓国における国際仲裁の促進の助言を得ている。国際諮問委員会は、大韓商事仲裁院（KCAB）の Chairman から指名された韓国で国際紛争解決分野に従事する 9 名の法律専門家から成る。

【マレーシア】

- KLRCA は 1978 年に AALCO（Asia-African Legal Consultative Organisation）の地位組織としてマレーシア政府とのホスト国契約に基づき設立された、非営利の国家から独立した仲裁機関である。
- AALCO の Secretary General に対して年次報告は行うが、それ以上のコントロールは受けない。
- マレーシア政府はホスト国契約上の義務として、KLRCA に対して施設面・財政面での支援を行っているが、KLRCA の運営について政府が口を出すことはない（KLRCA は政府に対して収支の報告を行うのみ。）。KLRCA は International Organizations Act のもとにおける International Organization として、訴追免責や課税免除等の外交的特権が認められている。KLRCA、KLRCA の director 及び外国人スタッフは、所得税を免除されている。
- Director の Sundra Rajoo 氏のもと、主に 5 名のリーガルカウンセルと、3 名の BD 部門が中心的に機能している。
- 2011 年 8 月 15 日に、Advisory Board が所管大臣により任命されている。Attorney General が議長となり、そのほかに 5 名の実務家が任命されている。

- ii. 規則改定、仲裁人選任、忌避実務など

【シンガポール】

仲裁人の選任：当事者の指名を受け、又は当事者の指名がない場合には裁量により、SIAC の President が仲裁人を選任する。

【香港】

仲裁人の選任：HKIAC Council が選任する仲裁人選任委員会が選定。仲裁人専任委員会の委員の指名は HKIAC のウェブサイトで公表されている。

【韓国】

仲裁人の選任：当事者の指名が原則であり、一定期間当事者の指名がない場合には大韓商事仲裁院（KCAB）の事務局が仲裁人を選任する。2011 年に改定された大韓商事仲裁院（KCAB）国際仲裁規則では、国際仲裁委員会（International Arbitration Committee）が設置され（規則 1 条 3 項）、事務局は、仲裁人選任・忌避・交代・解任に関して同委員会に相談することが義務づけられた。国際仲裁委員会は韓国外に居住する著名な外国人仲裁人を含む 18 名の仲裁専門家からなる。全てのメンバーはアドホック仲裁ないしは ICC、SIAC、The London Court of International Arbitration（LCIA）、などの異なった国際仲裁機関のルールに基づく手続の経験者である。

【マレーシア】

- KLRCA が仲裁法上の仲裁人選任機関である。原則 48 時間以内に仲裁人選任を終えるようにしている。
- Director のリーダーシップにより迅速な規則改定が行われる。

e 仲裁人名簿（作成・更新）

i. 名簿搭載要件

【シンガポール】

- SIAC の名簿に載るための基準としては、PQE（Post-qualified Experience）が 10 年、CIArb 及び SIArb.等トレーニング機関のフェローシップ等の資格、仲裁人としての経験を 5 件以上有すこと、2 件以上の仲裁判断をドラフトした経験があること。以上の基準を満たしたとしても、必ずしも名簿に載るわけではない。その点については SIAC が、仲裁マーケットにおける評判等に基づいて裁量により決めている。この点、日頃の情報交換、交流、利用者である企業からのフィードバック等が重要である。
- SIAC の正規の名簿の他に、予備的（Reserve）パネルの名簿が存在する。30 人から 40 人程度が名を連ねている。小額の紛争につき、そのような予備的パネルの名簿の仲裁人に割り振り、SIAC のガイダンスの下において実際の経験を積んでもらうようにしている。2 年ほど予備的パネルを通じ経験を積んだ優秀な仲裁人は、正規の名簿に昇格される。このようにして、実効性のある、充実した良質の名簿を作成することができる。

【香港】

HKIAC は仲裁人候補名簿として Panel of Arbitrators と List of Arbitrators の二つの名簿を作成。Panel of Arbitrators には国際仲裁人として経験が豊富な仲裁人候補者名を掲載し、List of Arbitrators には、Panel of Arbitrators の掲載された仲裁人候補者ほど仲裁人としての経験はないものの、仲裁人として選任するに足りるだけの国際仲裁の実務経験を積んだ仲裁人候補者名を掲載している。審査基準の概要は HKIAC のウェブサイトで公表されている。

【韓国】

大韓商事仲裁院（KCAB）の仲裁人名簿搭載要件については、大韓商事仲裁院（KCAB）内部に仲裁人名簿の整備規定がある。それによれば、各分野別で基準が定められており、法曹界では法曹経験 10 年以上ないしは法学博士・外国弁護士資格取得者として法曹経験 5 年以上の弁護士となっている。特に仲裁判断を書いた経験を重視する。大韓商事仲裁院（KCAB）の国際仲裁人の申込書には連絡先・学歴・職歴・専門分野・著作等の項目が予定されている¹⁶。

【マレーシア】

- Policy on Appointment of Panelist を公表している¹⁷。原則仲裁人パネル搭載の要件として、一定の教育、CIArb のフェロー資格及び十分な仲裁経験が必要とされる。

ii. 審査担当者

【シンガポール】

SIAC の仲裁人名簿に登録されるためには、SIAC の President、Vice-President 及び Court of Arbitration の仲裁人複数によって構成される内部 Committee の審査を経なければならない。

【香港】

HKIAC の高名な仲裁実務家で構成される Panel Selection Committee がいずれの名簿についても候補者を審査するとともに、国際的に高名な諸外国の仲裁人で構成される HKIAC Court of Arbitrators によるレビューを経る。

¹⁶ http://www.kcab.or.kr/jsp/kcab_eng/arbitration/arbi_05_ex.jsp

¹⁷ <http://www.klrca.org.my/userfiles/File/KLRCA%20APPOINTMENT%20POLICY.pdf>

【韓国】

大韓商事仲裁院（KCAB）の仲裁人名簿の作成・更新については、大韓商事仲裁院（KCAB）内部に仲裁人名簿の整備規定があり、仲裁人名簿候補者の最終決定権者は大韓商事仲裁院（KCAB）の理事長である。仲裁事業管理部門（事務局）が大韓商事仲裁院（KCAB）の仲裁人名簿候補者全ての申込書を検討し、仲裁事業管理部長の意見も参考にしながら大韓商事仲裁院（KCAB）の理事長により決定される。国際仲裁人の名簿候補者については、国際仲裁委員会（International Arbitration Committee）から助言を得る場合もあるが常にはない。同委員会が候補者を検討することが義務づけられてはいない。

【マレーシア】

リスト掲載については、KLRCA の Director が権限を有する。

iii. 名簿更新の頻度、基準

【シンガポール】

- 仲裁人候補者の名簿の更新については各仲裁人候補者の資格や実績等について特に要件はない。特に除名すべき事情のない限りは除名しない。何年も仲裁人としての経験がない人でも、名簿に載り続けることはあり得る。ただ、各仲裁人の仲裁手続の進行方法や仲裁判断の内容等、信頼性に関わる噂は、各種機関や仲裁実務家達の情報交換により、すぐに業界に広まるので、悪い噂があれば SIAC の知るところになるであろう。
- 仲裁人の名簿は 2 年ごとに更新される。実際に仲裁人としての案件が回ってこない人のなかには、そのタイミングで申請を更新しない人もいる。

【香港】

Panel Selection Committee は、2012 年には 5 回会合を開き、新たに 30 名を Panel of Arbitrators、21 名を List of Arbitrators に新たに承認した。

一度名簿に登録されると、掲載は 3 年間有効で、審査のうえ、期間内に一定以上の仲裁を経験していること、継続研修を履修していることなどを条件に更新可能。除名は不祥事などがあればないうる。

【韓国】

大韓商事仲裁院（KCAB）内部に仲裁人名簿の整備規定に仲裁人の任期が 3 年と定められている。仲裁人名簿の更新は年 1 回行われ旨規定されているが、実際には随時可能である。通常はいったん名簿に掲載されれば 3 年間は削除されず、任期後に更新されるかどうかを検討される。大韓商事仲裁院（KCAB）の仲裁人名簿に

は現在、全体として 1,113 人の仲裁人が掲載されており（2011 年 6 月に全体として 218 名が追加された）、うち 218 名が国際仲裁人である。これらの国際仲裁人候補者は、法律分野から 140 名、ビジネス分野から 17 名、大学教員 41 名、公共機関から 20 名である¹⁸。仲裁人名簿は大韓商事仲裁院（KCAB）のウェブサイトで見覧可能である（但し韓国語。国際仲裁人については英語で検索・CV 見覧可能）。

【マレーシア】

名簿は 3 年ごとに更新される。3 年経過後に掲載資格は終了し、再掲載に当たっては再度登録を必要とする。

f 仲裁実務

i. 国際仲裁 vs. 国内仲裁

【シンガポール】

SIAC の取り扱う案件の 85% は国際仲裁。40% はシンガポールと何らの接点を有しない事件である。

Statistics of Arbitral Institutions											
NUMBER OF <u>INTERNATIONAL CASES ADMINISTERED</u> BY ARBITRAL INSTITUTIONS											
Arbitral Institution	Yr 2000	Yr 2001	Yr 2002	Yr 2003	Yr 2004	Yr 2005	Yr 2006	Yr 2007	Yr 2008	Yr 2009	Yr 2010
AAA-ICDR (USA)	510	649	672	646	614	580	586	621	703	836	888
ICC [^]	541	566	593	580	561	521	593	599	663	817	793
CIETAC (China)	543	562	468	422	461	427	442	429	548	560	418
LCIA (UK)	87	71	88	104	87	118	133	137	213	272	237
SIAC (Singapore)	37	39	34	23	39	29	47	55	71	114	140

¹⁹

【香港】

2011 年：総仲裁件数は 275 件、国際仲裁は 35% を占める。41 件が HKIAC 規則に基づき HKIAC が administer した仲裁で、訴額は約 US\$3.8 billion に及ぶ。（2012 年

¹⁸ http://www.kcab.or.kr/jsp/kcab_eng/arbitration/arbi_05_ex.jsp

¹⁹ <http://www.siac.org.sg/component/content/category/64-why-siac>

総数 293、国際 68%、HKIAC full administered は 68 件、 訴額約 US\$1.8 billion)

【韓国】 (2012Annual Report KCAB)

結果	2012		2011		2010	
	事件数	金額(USM\$)	事件数	金額(USM\$)	事件数	金額(USM\$)
国内	275	1,294	246	243	264	462
国際	85	681	77	137	52	73
合計	360	1,975	323	380	316	535

1966 年から 2012 年の間に、大韓商事仲裁院 (KCAB) が扱った仲裁事件は国内仲裁 8,281 件、国際仲裁 1,170 件であった。2012 年は 85 の国際仲裁事件を扱っており、これは前年比 10%増の事件数であり、取扱金額は 397.1%にも及ぶ。これは、韓国において国際紛争解決手段として仲裁が望ましいとの考え方が反映されてきつつあるからである。

【マレーシア】

KLRCA の取扱い件数は、2010 年 51 件 (内国際仲裁 7 件)、2011 年 72 件 (同 9 件)、2012 年 117 件 (同 18 件)、2013 年 156 件 (同 28 件)。このように、全体の 8 割が国内仲裁案件で、豊富な国内案件の存在が、機関運営の安定性を保つことに寄与している。他方で、国際仲裁の件数も着実に増加しつつある。

ii. 商事仲裁 vs. 投資協定仲裁

【シンガポール】

投資仲裁につき、Maxwell Chambers において 2011 年は 1 件、2012 年は 1 件、2013 年は 2 件審理された。

【香港】

2013 年： PCA による投資協定仲裁の hearing が初めて HKIAC の hearing room で開催された。

【韓国】

2013 年：大韓商事仲裁院 (KCAB) において投資協定仲裁事件の取扱いはまだない。

【マレーシア】

- KLRCA における投資協定仲裁案件の取扱いはまだない。ただし、政府は投資

協定の交渉に当たって、KLRCA を Venue の選択肢としてなるべく盛り込もうとしている。例えば ASEAN Comprehensive Investment Agreement の 33 条を参照。

- マレーシア国家としては、被告としてこれまで 2 件の投資協定仲裁を経験してきた。投資協定仲裁もクアラルンプールで行えるよう、新たに設立される仲裁施設では大型の hearing room を配備する予定。

g 投資協定仲裁に対する取り組み

i. PCA や ICSID との協定その他

【シンガポール】

PCA や ICSID は Maxwell Chambers の施設を利用し、実際に仲裁案件が審理されている。

【香港】

2010 年 HKIAC と PCA は相互にサービスを提供する協力協定を締結。

【韓国】

- ISD（国際投資紛争）フォーラムの共同主催。大韓商事仲裁院（KCAB）は、ソウル国際紛争解決センター（SIDRC）と共同主催して、2012 年 3 月 19 日より、国際投資紛争の研究会（ISD Forum）を月 1 回開催している。参加者は 40 人ほどの弁護士、実務家、教授、裁判官、外務省・法務省からの役人、インハウスカウンセラーなど。国際投資協定仲裁の手の熟知を目的とし、国際投資協定仲裁に関するケースについて毎回プレゼンテーションの課題が出され、参加者が十分準備をして発表を担当する。
- ISD 発行物。大韓商事仲裁院（KCAB）は、精力的に国際投資紛争に関する複数の出版物や報告書を発行している。「international Arbitration Review (Vol.IV)」(投資協定仲裁事件のレビュー本の発行)、「International Investment Disputes Newsletter」(電子メール・ニュースレターの発行)および「Research on International Investment Disputes (Annual Report)」(大韓商事仲裁院（KCAB）が国際仲裁の専門家の協力を得て投資協定仲裁の調査を行い記事を掲載)。
- Foreign Direct Investment International Arbitration Moot (FDI Moot : 国際投資模擬仲裁) の主催。大韓商事仲裁院（KCAB）がイニシアティブを取り、2013 年 8 月 22-24 日には FDI Moot のアジア・パシフィックラウンドを大韓商事仲裁院（KCAB）、法務省、韓国大学ロースクールとの共同主催で、アジアで初めて高麗大学で開催した。
- ISDS（投資国家紛争解決）セミナーの支援。2012 年 12 月 26 日、Ministry of Knowledge & Economy 主催の「国家対投資家の紛争解決（Investor-State Dispute

Settlement)」のセミナーに 国際経済法韓国協会 (KSIEL)、EU 法センターと共に支援した。

【マレーシア】

KLRCA の新たな施設には、ICSID や PCA の入居が検討されている。

5 仲裁関連諸団—仲裁実務家の取り組み

a 総論

- i. 仲裁実務家団体による仲裁振興の努力
- ii. 教育機関における仲裁教育

【シンガポール】

- 実質的によい意味で競合関係にもある SIArb と CIArb は、仲裁人や仲裁実務家をトレーニングすることを後押し、セミナー等のイベントがあれば協力している。SIArb は、CIArb が Branch に昇格する前に設立されたもので、シンガポールで発足した。その点で、英国で発足した CIArb とは異なるが、多くの会員は、両方の会員として所属し、トレーニングを受け、仲裁人や仲裁実務家として積極的に活動している。いずれも活動は活発であり、シンガポールにおける国際仲裁発展の重要な要素となっている。
- CIArb と SIArb はいずれも仲裁人のトレーニング機関として競合関係にあるとも言えるが、仲裁のレベルの底上げ・維持という共通の目的があり、切磋琢磨していると言える。両組織ともに、仲裁人を教育・トレーニングするとともに、仲裁プラクティスの啓蒙、情報提供等をしている。CIArb の入門コースは、弁護士ではないエンジニアや建築関係者にも人気があり、彼らの中には仲裁人になるために熱心に努力している者もいる。
- The National University of Singapore (NUS) や Singapore Management University は仲裁を振興しており、仲裁を勉強し、馴染みのある弁護士、法曹実務家が養成されている。
- 国際仲裁の啓蒙、情報交換等を目的として、Singapore Arbitration Academy という 2 週間のコースが開催される。世界中から仲裁の優秀な実務家が集まる。

【香港】

様々な国籍の国際仲裁の専門家が香港での仲裁実務に関わっているが、彼らは香港の仲裁政策を香港政庁及び HKIAC に提言し、最先端の仲裁実務を香港の仲裁政策に反映させる一方、仲裁実務家のトレーニングや学生の仲裁教育に力を入れており、海外からも国際仲裁を学ぶために学生や仲裁実務家が香港を訪れている。

【韓国】

- 韓国における仲裁発展は、仲裁実務家による私的な支援が目立っている。主要な法律事務所が経済的支援をしつつ、事務所間のイニシアティブの取り合いを避けるために、法律の専門機関である大韓商事仲裁院（KCAB）、国際仲裁に特化した韓国国際仲裁協議会（KOCIA）や大韓弁護士協会（KAB：Korean Bar Association）の役割が重要である。これらの機関が主となって、仲裁セミナー等の仲裁教育の企画、模擬裁判などの学生の教育支援、近時ではソウル国際紛争解決センター（SIDRC）の設立などの仲裁振興を行っている。
- 韓国における国際仲裁の教育は、メジャーなロースクールにおいてなされている。

【マレーシア】

MIArb、CIArb が、KLRCA と共同して教育活動を行っている。

b 弁護士会

【シンガポール】

仲裁実務とその振興につき、弁護士サイドで中心的役割を果たしているのは SIArb や CIArb に所属する弁護士である。

【香港】

香港の弁護士会は、barrister の団体である Bar Association と、solicitor の団体である Society of Law があるが、いずれも仲裁に関する研修などを実施して仲裁の普及促進を図っている。

【韓国】

大韓弁護士協会（KAB）は、ソウル国際紛争解決センター（SIDRC）の設立には多大なる役割を果たした。2012 年度の大韓弁護士協会会長の Dr.Young-Moo Shin が会長選挙の際に、韓国にアジア仲裁センターを設立することを公約として、会長になってから実際にソウル国際紛争解決センター（SIDRC）の開設に尽力した。ソウル国際紛争解決センター（SIDRC）の開設後も、KAB からは Board Member（理事）と Management（執行委員）に人材を出し、General manager を出向させるなど、人的支援がなされている。また各種国際仲裁セミナー等の共催等の支援をしている。

【マレーシア】

- Malaysia Bar Council の仲裁 committee 主導で、仲裁教育の促進、仲裁実務の啓蒙活

動を行うとともに、永らく仲裁振興を国に働きかけてきた。

- 過去においては、裁判の非効率性などを理由に、建設紛争や海外投資家の関与する案件を中心に仲裁が選好されてきたが、これを主導したのは海外投資家及び実務家であり、これらの者が、政府が仲裁振興の重要性に気づき始めたここ 5 年程度より以前においても、仲裁の重要性の認識を政府に対して促してきた。

c 仲裁人協会

【シンガポール】

主要な仲裁人協会としては、SIArb と CIArb の Singapore Branch が中心的存在として機能し、相互に切磋琢磨している。仲裁実務家は弁護士に限らず、双方の機関に所属する者も多い。また、それぞれのトレーニング終了の資格を持って、相互に資格要件とする仕組みも持たせている。

【香港】

- 香港の主要な仲裁人協会としては、CIArb の東アジア支部と HKIArb が存在するが、今回は CIArb にのみ取材を行った。
- CIArb は、仲裁、調停等の裁判外紛争解決手続きを促進すべく、全世界的にトレーニングを主催、または現地組織に協力して実施している。トレーニングの内容は世界的に統一されており、信頼性が担保されている。
- 建設関係者等の非法律家も多数参加している。前 Chairman の Joe は engineer で法律家ではないが CIArb のトレーニングを受けたことで仲裁人としての素地を学んだ。
- 一定の経験、トレーニングを積むことによって、会員資格が Associate、Member、Fellow と昇格していく。Fellow の中でさらに優れた者が、Chartered Arbitrator に認定される。
- 香港の東アジア支部は、世界で最も活発な CIArb 支部である。東アジア支部運営上の事務作業は HKIAC に委託。

【韓国】

- 韓国国際仲裁協議会 (KOCIA) が、国際仲裁の 30 代 40 代の若手実務家により組織され、様々な国際仲裁に関する活動を主催している。韓国国際仲裁協議会 (KOCIA) は、国内仲裁や調停等も扱う既存の韓国仲裁人協会 (Korean Arbitrators Association: KAA) と併存して、国際仲裁の分野に特化して独立運営されている非営利組織。
- 構成は主たる法律事務所のメンバー、インハウスカウンセル、法学部の教授 (3 つの主要ロースクール: ソウル大学、延世大学、高麗大学からの教授が参加) な

どから成る。

- 韓国国際仲裁協議会（KOCIA）は、著名な仲裁人が Hearing のために来韓するときに、当該仲裁人を講師として招待して仲裁に関するセッションなどを開催している。日本にも国際仲裁に特化した仲裁人協会を作れば、韓国国際仲裁協議会（KOCIA）と協力して今後共同した活動が可能となる。

【マレーシア】

- マレーシアの仲裁人協会としては、MIArb、CIArb が存在する。
- MIArb は 1991 年に、仲裁を通じた紛争解決を促進するために設立された。当初のメンバーは、主として建設業界関係者であり、後に法律家のメンバーも増えてきたが、依然非法律家のメンバーのほうが多い。
- MIArb のメンバーは 500 名ほどおり、CIArb と同様、フェロー、メンバー、アソシエイト、アフィリエイトといった区分を有している。
- CIArb も KL にブランチがあるが、MIArb と共通してメンバーとなっている者も多い。CIArb は法律家の比率が多い。
- MIArb は CIArb とよく似た教育プログラムを提供している。他の教育活動としては、著名な仲裁人が KL に来たときに講演をセットしたり、コミッティメンバーがスピーカーを務めたりもしている。KLRCA とも緊密に活動しており、コンフェレンスを共同開催している。
- MIArb 自ら仲裁規則を制定、仲裁人選任機関として仲裁人名簿を独自に整備している。但し仲裁案件の administration は行っていない。

d ロースクール

【シンガポール】

NUS や Singapore Management University は仲裁を振興しており、仲裁を勉強し、馴染みのある弁護士、法曹実務家が養成されている。

【香港】

- 香港にはロースクールが 3 校あるが、いずれも仲裁教育に熱心に取り組んでいる。
- とりわけ香港市立大学（City University of Hong Kong）では、仲裁に特化した修士コースを設けており、各国から仲裁を学びに来ている。このコースを修了すれば、CIArb の一定の会員資格が与えられる。

【韓国】

- ソウル大学ロースクールでは仲裁実務家による仲裁と国際仲裁（英語）のクラスがあり、ソウル大学ロースクールでの国際投資協定仲裁の授業では若い弁護士や

裁判官も参加して情報交換の場となっている。延世大学のロースクールで 1 年で国際商事仲裁と国際投資協定仲裁の 1 年のクラスが交換留学生を含む学生に教えられている。

- 国際投資協定仲裁は比較的新しい分野であり、国際投資協定仲裁を扱っている大学は、ソウル大学、延世大学、高麗大学など。国際投資協定仲裁のインターンとしてロースクールの学生を受け入れている法律事務所もある。

【マレーシア】

仲裁の分野は若い法律家及び学生には人気がある。2000 年以降、仲裁案件が徐々に増加しており、10 年ほど前に比べれば明らかに関心は高まっているという印象。数年前に司法改革が行われるまで、訴訟は非常に遅延しており、仲裁の人気が高まったということもある。現在は受講者に対してどのように実際の仲裁経験を積ませるかが課題。

e Moot arbitration

【香港】

国際的に著名な Willem E Vis Moot Competition のアジア版 (Vis East) が毎年香港で開催され、世界各国のロースクールの学生が多数参加している。

【韓国】

各種の模擬仲裁は実際の仲裁人経験者である実務家が積極的に参加して指導に協力している。大韓商事仲裁院 (KCAB) 主催の模擬仲裁、毎年 2 月に Willem E Vis Moot Competition のアジア版 (Vis East) の国内予選大会がある。また、2013 年 8 月には Foreign Direct Investment International Arbitration Moot (FDI Moot : 国際投資模擬仲裁) のアジア・パシフィックラウンドがソウルで初めて行われ 6 カ国の国から参加し、上位 2 カ国 (香港・日本) が決勝戦に進出した。

【マレーシア】

LawAsia の Moot が開催されている。KLRCA がスポンサーをしており、Competition においては KLRCA の仲裁規則が用いられる。

f その他

【シンガポール】

Maxwell Chambers が The American Arbitration Association (AAA) や PCA にオフィスを構えることを招待したのは、シンガポールでの仲裁の振興という大きな目的から、国際的に仲裁の関係機関を集めたかったからである。同施設には、国際仲裁に関するあらゆる需要を充たす機関や会議室などが備えられ、充実したプラクティスが実

現されている。

【韓国】

- 韓国においては、国際仲裁の発展に向けて各弁護士事務所も独自の取り組みを行っている。具体的には、韓国の弁護士事務所は 40 年間に亘り若手弁護士を英語とコモンローの国の法制度の勉強のために海外留学をさせてきたこと。また、韓国の大手事務所は国際仲裁の専門家である外国人弁護士を雇用し、国際仲裁事件を共同受任して経験と実績を重ねてきた。

- 国際仲裁センター：ソウル IDRC の存在の重要性²⁰

(i) 設立の経緯

韓国における国際仲裁の発展には、韓国がアジアにおいて Key Player であると世界に認識させる方法として、ソウルにアジアの仲裁センターを設立することが重要であるという考えが仲裁実務家において広まっていた。2011-2012 に弁護士市場の開放に対する危機感も伴い、2012 年度の大韓弁護士協会会長の Dr. Young-Moo Shin が会長選挙の際に、韓国にアジア仲裁センターを設立することを公約し、実際に実行した。設立にあたっては、法務省、ソウル市、大韓弁護士協会 (Korean Bar Association)、大韓商事仲裁院 (Korea Commerce Arbitration Board) からの財政的・人的援助を受けた。

(ii) 機能・施設

- 大韓商事仲裁院 (KCAB) や JCAA のような国際仲裁機関ではなく、Maxwell Chambers のような国際仲裁施設であり、各種国際紛争解決機関に対して、ソウルにおける審問場所を提供することにより、競争相手としてではなく、アジアの仲裁の重要性を高めることに共に協力しあうことが予定されている。審問を行うだけでなく、各参加機関等により国際仲裁に関するセミナー・レクチャー・会議も開催されている。
- ソウル IDRC は、ソウル市の商業中心地の立地条件の良い場所に位置しており、ソウル市が新しく建設したソウルグローバルセンター (Seoul Global Center) の 1 フロアにオフィスを構えている。
- 最新のテクノロジー設備 (3 つの 75 インチ LED スクリーン、プレゼン用の複数のカメラ、テレビ会議設備、PC タブレット、Wi-Fi 環境、同時通訳システム等) を備えた大仲裁ルーム 1 室および中仲裁ルーム 1 室がある。その他、スタッフルーム 1 室、仲裁人室 1 室、参加機関のスタッフ用ルーム 3 室がある。

(iii) 運営

²⁰ <http://sidrc.com>

Seoul IDRC の運営は、理事会（理事 12 名）および執行委員会（委員 24 名）の会議で決められる。

(iv) 支援形態

具体的な支援は、①法務省、②ソウル市、③大韓弁護士協会（KBA）、④大韓商事仲裁院（KCAB）の 4 つから得ている。中立性を保つため、企業や特定の法律事務所からの財政的なサポートはない。今後も経済界・政府機関などに財政支援を求めていく予定。

(v) テナント参加機関

Seoul IDRC のテナント参加機関は、HKIAC、ICC The International Centre for Dispute Resolution（ICDR: AAA の一機関）、KCAB（大韓商事仲裁院）、LCIA、SIAC の 6 機関。うち SIAC、LCIA および HKIAC は専属スタッフを派遣するテナントである。

(vi) 広報活動

各種セミナー等の開催など。その他、理事・執行委員による広報活動。

g 総括

【シンガポール】

シンガポールは、淡路島と同程度の広さだが、100 を超える外資系法律事務所がオフィスを構えている事実からも示されるように、今日、国際ビジネスの中枢を担っている。シンガポールの司法・立法・行政に携わる専門家は、天然資源を有さないシンガポールが国家として繁栄していくためには、国際ビジネスを誘致することが必須であり、国際ビジネスを誘致するためには、国際ビジネスが納得する紛争解決プロセスを提供することが基盤として不可欠であると考えた。仲裁は、かかる紛争解決プロセスの重要な選択肢の一つであり、中核をなすべきものであるとの認識を共有していた。シンガポールの仲裁実務家は、最新の仲裁プラクティスの導入・確立と普及のために、セミナー、講演会、研究会や仲裁実務家・仲裁人のトレーニング等を定期的に行い、政府も Maxwell Chambers の設立に見られるようなハード面の後押しを行うだけでなく、仲裁実務家との日常的な意見・情報交換等も行っている。そして、現最高裁判所長官が元国際法律事務所の仲裁実務家であり仲裁人であったという事実が如実に表すように、元仲裁実務家を多数抱える司法サイドも、仲裁プラクティスに対する理解が深く、尊重するだけでなく、相互の発展と貢献を常に検討する姿勢を持っている。このように、シンガポールは、シンガポール経済の発展と、それを支える国際ビジネスをサポートするための充実したサービスを効率よく実現・発展させるという究極的且つ共通の目的の下、司法・立法・行政が連携し、仲裁プラクティスの振興と発展のために協働している。もちろん、これを可能にする基盤として、英語が母国語であり、コモンローをベースとしている、という

国際仲裁マーケットにおけるアドバンテージがあるのは事実であるが、やはり天然資源を豊富には持たない日本にとっては、特にアジアにおける仲裁プラクティスの発展への貢献の仕方において、大いに参考となるべき部分が多いと言えよう。

【香港】

香港においては、仲裁の促進・振興を望む実務家らが主導し、民間ベースで仲裁振興のための多方面にわたる工夫がなされるとともに、これに呼応する形で政府も金銭面、非金銭面での支援を打ち出し、官民が両輪となって仲裁の活性化を継続しているという印象を受けた。

香港で面会した識者らが挙げた、仲裁振興に重要な要素は、以下の通り集約できる。

- a. 仲裁実務の拠点となる仲裁施設、いわゆる箱物（実用面とともにシンボルとしての効果も大きい。）
- b. 仲裁地の顔となる仲裁機関
- c. 優れた仲裁規則（最新の国際的トレンドを取り入れたもの）
- d. UNCITRAL モデル法（最新版）準拠の仲裁法
- e. 仲裁 friendly な裁判所（干渉を控え、必要な支援は行う）
- f. 仲裁 community（人材プールの存在と継続的育成）
- g. 海外の著名な仲裁実務家の意見を仲裁政策に反映するシステム
- h. 海外への情報発信

【韓国】

韓国では、早い段階において韓国政府による仲裁振興政策があり、アジアで最も早く UNCITRAL モデル法を全面的に受容して仲裁法を整備し、裁判所も仲裁には基本的には friendly である。仲裁地の顔となる仲裁機関である大韓商事仲裁院 (KCAB) は政府援助にも支えられ、海外の著名な仲裁実務家の意見を反映する委員会を伴い、海外への大韓商事仲裁院 (KCAB) の広報活動も活発である。近年には官民一体となって仲裁実務の拠点となる国際仲裁の象徴的な仲裁施設としてソウル国際紛争解決センター (SIDRC) を設立するに至り、韓国では仲裁振興に必要な基盤が整えられている。韓国の特徴としては、KBA や韓国国際仲裁協議会 (KOCIA) などを基盤に国際仲裁実務家らが中心となって国際仲裁の振興を主導し、個々人の行動力や集団としての活動に大きく支えられている点である。日本と異なる背景事情としては国内仲裁が活発な点が挙げられる。ソウル国際紛争解決センター (SIDRC) は小規模の仲裁センターではあるが、その開設が世界に与えたインパクトは大きく、韓国の国際仲裁地としての存在価値を強くアピールすることに大いに成功した。政府の国際仲裁に対する財政的支援も、ソウル国際紛争解決センター (SIDRC) の開設をきっかけに今後拡大されることが期待される。

【マレーシア】

- マレーシアが積極的な仲裁振興に動き出したのは、2000年後半と最近のことであるが、Sundra Rajoo 氏率いる KLRCA が強力なイニシアティブをとりながら、立法・行政・司法・実務家のサポートを受けつつ、香港・シンガポールに匹敵する仲裁地にクアラルンプールを育て上げようと、仲裁が大変な盛り上がりを見せている。
- 単にシンガポール、香港モデルをそのまま取り入れるのではなく、KLRCA の独自性を打ち出したマーケティングが成功のカギである。
- 国による支援として、財政援助・新施設の無償供与等といった物的支援のみならず、政府及び政府系組織が締結する契約には、基本 KLRCA を仲裁機関とする仲裁合意を挿入、FTA などにも積極的に KLRCA を仲裁機関として指定するなど、KLRCA の案件・プレゼンス拡大に直結する具体的な手法がとられていることも参考になる。
- KLRCA のトップダウンによる機動的な仲裁機関運営と積極的なマーケティング姿勢は、Sundra Rajoo 氏の人的資質によるところが大きい。実際マレーシアで面会した人々は口々に Rajoo 氏の貢献を賞賛していた。他方で彼の戦略を支える政府や裁判所における緊密な人的ネットワークも着目される。裁判所も最近の優れた仲裁実務に経緯を払い、UNCITRAL モデル法を十分に理解し、原則非介入及び必要なサポートの提供に努めている。
- 英語教育の浸透、コモンロー国（元英国領）の素地に加え、裁判不振に端を發した国内仲裁実務（英語で行われ国際仲裁実務とも類似する）、仲裁コミュニティの存在が今日の国際仲裁の振興を根幹で支えている。

6 投資協定仲裁と国際商事仲裁の活性化の必要性とその方策の提言

a 投資協定仲裁と国際商事仲裁の親和性

投資協定仲裁は、投資家がホスト国政府を相手に救済を求める実行手段であり、日本の投資家の投資協定上の保護が害され、交渉等による解決が困難な場合には、これを積極的に活用し、投資協定を活かすことが望まれる。また、多くの投資協定仲裁判断は、その内容の公共性から公開されることが多く、投資協定仲裁判断の集積が事実上国際投資法の形成に影響している。更に、投資協定仲裁の実務が従前の国際商事仲裁の実務にも影響を与え、仲裁実務の更なる発展に貢献している側面もある。このような投資協定仲裁の持つ重要性に鑑み、我が国の企業及び学者・実務家が投資協定仲裁に積極的に関与し、実体法、手続法、両面においてその更なる進化に貢献することが求められる。

投資協定仲裁は、1980年に仲裁判断が出された Asia Agricultural Products, Ltd. vs. Sri Lanka 事件を契機に、ここ約 35 年の間に 500 件を超える仲裁案件が申し立てられているが²¹、投資協定仲裁は、当初先進国の投資家が途上国政府を相手に仲裁を申し立てる事案が圧倒的に多く、また欧米の学者・仲裁実務家が仲裁代理人及び仲裁人を務め、日本企業及び日本の学者・実務家が関与した投資協定仲裁は今日に至るまで極めて限られている。

投資協定仲裁が欧米諸国の仲裁実務家を中心に発展した背景には、欧米諸国の投資家が積極的に投資協定仲裁を活用してきたという事実があり、かつ更にその背景には、欧米諸国を中心とした国際法の盛んな研究やそれらの国々において既に国際紛争を仲裁で解決する国際商事仲裁の実務が企業及び学者・仲裁実務家の間に深く浸透していたことなど、様々な要因が考えられる。

本報告書Ⅲ2に記載されたように、実際に投資協定仲裁の実務家には、国際商事仲裁の実務家も多く含まれることから、国際商事仲裁実務の普及が投資協定仲裁の活用の重要な素地となっていることが窺われる。従って、我が国が投資協定仲裁の更なる進化に貢献するには、我が国の企業及び学者・仲裁実務家の間で国際商事仲裁の実務を一層普及浸透させることが、その前提として重要になってくる。

更に本報告書Ⅱ3に記載されたように、国際仲裁案件の招致に力を入れるアジア諸国は、仲裁地としての自国の魅力を高めるために、官民一体となって仲裁に親和的な制度の導入や仲裁施設の完備に日々力を注いでいる。なかでも、その難易度の高さ、係争額の大きさ、インパクトの大きさという意味で、言わば国際仲裁の花形ともいえる投資協定仲裁案件の招致にも関心をもち、それらアジア諸国の仲裁機関又は仲裁施設と ICSID や PCA といった投資協定仲裁を扱う仲裁機関との間で提携を行い、投資協定仲裁の審問（ヒアリング）を行うことのできる大型の審問室（収容人数 50 人前後）を完備した施設を整備するなど、様々な政策を実行している。

b 投資協定仲裁の振興の前提としての国際商事仲裁の振興に重要な要素

i. 総論

翻って我が国における国際仲裁の実務を見るに、2003 年の UNCITRAL モデル法に準拠した仲裁法の導入後も、JCAA の取り扱う国際仲裁件数は、他のア

²¹ 公開などを通じて一般に把握されている案件のみで 2012 年の時点で 500 件を超えている。（UNCTAD IIA Issues Note, May 2013）

アジア諸国における国際仲裁件数の急激な伸びと比較すると、残念ながら見劣りするのが実情である²²。世界経済のグローバル化を受け、日本企業の海外投資、海外企業の日本への投資が日常化している中、国際紛争の解決手段としての国際仲裁の重要性が今後一層増すことは疑いの余地はない。他方、アジア諸国における国策としての華々しい仲裁振興策の導入を受け、我が国の企業に関わる案件も含め、世界の国際仲裁案件が、それらアジア諸国に流入している様子も見受けられる。それら周辺環境の変化も考慮にいれつつ、我が国における国際仲裁実務を更に普及・浸透させるためにも、アジア諸国の施策を参考にしつつ、我が国の置かれた現状を踏まえた複合的仲裁振興策を導入することが焦眉の急である。以下、その対策を論ずる。

ii. 各論

我が国において国際仲裁実務が普及するためには、まずは日本国において国際仲裁が活用されることが望ましく、ユーザーである内外の企業にとって日本が好ましい仲裁地である必要がある。そこで以下、今般訪問したアジア諸国の実例を踏まえた「好ましい仲裁地」の要件として考えられるものについて列記する。これらが全て我が国にそのままあてはまるわけではないが、ある程度一般化できる要素も相当程度含まれており、今後の検討において参考にされるべきである。

i) 良き仲裁地の条件としては、

① 仲裁機関の整備、強化

- 最先端の仲裁規則の整備
- 内外の国際仲裁の専門家の意見を取り込める体制
- 海外の user にも friendly な体制
- 海外への情報発信
- 国際的な仲裁人名簿の整備
- 透明性

② 国際水準の国際仲裁の遂行ができる仲裁人、代理人といった豊富な人材のプール及びその人材プールを生み出す教育・トレーニング制度、またそのトレーニングを行える機関やシステムの充実

③ 立法：親仲裁的な国際仲裁立法（UNCITRAL 模範仲裁法に基づく仲裁法及び最先端の仲裁実務を実現するために必要な法整備）

④ 司法：仲裁合意の尊重、保全措置等裁判所による仲裁手続の支援、仲裁判断の尊重及び速やかな執行、仲裁専門判事²³の配置

²² JCAA における 2009 年以降の各暦年の国際仲裁の新規受理件数は、次の通り。2009 年(18 件)、2010 年(27 件)、2011 年(19 件)、2012 年(19 件)、2013 年(26 件)。

²³ 仲裁専門判事とは、仲裁合意に基づく妨訴抗弁、仲裁人選任・忌避理由審査、仲裁廷権限審査、仲裁手続を

- ⑤ 行政：仲裁振興のための支援、たとえば、仲裁の審問を行うための審問室や会議室を備えた仲裁センターの整備、仲裁目的の入国にかかる査証省略及び外国仲裁人の収入に対する非課税取り扱いなどの仲裁支援策
- ⑥ 国際自由経済の中心地であること
- ⑦ ユーザーである経済界による理解と仲裁支援
- ⑧ 英語その他ターゲットとなるユーザー層の使用する外国語による accessibility の向上

が挙げられる。近年、これらの条件をクリアーして、アジアの仲裁センターとして、急成長したのが、香港（HKIAC）とシンガポール（SIAC）である。それらに追随する形で、クアラルンプール（KLRAC）及びソウル（SIDRC）もアジアの仲裁を自国に呼び込もうと、上記「好ましい仲裁地」の要件を充足すべく、様々な施策を導入している。

c 日本の仲裁振興、活性化に向けての方策

我が国が上記「好ましい仲裁地」になるためには具体的に以下のような施策が検討に値する。いずれの施策も、今般訪問したアジア諸国で、採用・実施されている政策である。日本でそのまま採用できるかどうかは、またそれが適切かどうかは、項目ごとに検討が必要である。その意味で、以下の施策案は、検討課題ないし検討の素材としての位置づけを有するものであり、今後我が国の仲裁機関や仲裁関係者、さらには関係省庁等の意見や状況も踏まえて、具体的な検討がなされるべきであるが、国際商事仲裁を含めた仲裁の振興という明確な政策目的を掲げた目に見える方策を総合的に検討・実施していくことが必要であると考えられる。その際、政府において、仲裁振興のイニシアティブを取る省庁部局を明確化し、仲裁法制の更なる改善等法案立案官庁とも連携して、検討・実施を進めることが望ましい。

i. 人材の養成

まずは、以下のような仲裁に関する人材の養成が肝要である。

- ① 仲裁人、仲裁代理人の養成
- ② 仲裁専門裁判官²⁴の養成
- ③ 日本仲裁人協会（JAA）、Chartered Institute of Arbitrators（CIArb）等のトレーニング機関とトレーニングシステムの充実・実行
- ④ 大学、ロースクールにおける国際仲裁の教育、トレーニングの充実

のために実施する証拠調べ、仲裁判断取消、仲裁判断の承認執行等仲裁手続に関連する訴訟・非訟手続を専門的・集中的に扱う裁判官をいう。

²⁴ 脚注 23 参照

⑤ 仲裁コミュニティの育成

ii. 仲裁機関の強化

我が国の仲裁実務の顔とも言うべき仲裁機関の整備・強化が必要となる。仲裁機関が国内のみならず国外のユーザーにも利用しやすくプレゼンスのあるフォーラムとなることにより、上記人材養成と相まって、我が国における仲裁実務の健全な定着・発展が図られる。そのために、以下の諸点を含め、内外の仲裁専門家の意見も取り入れて、機関の組織及びプラクティスについて検討を行うべきである。

- ① 機関の人的体制（外国語に堪能な事務局スタッフの雇用等）、立地や設備面で利便性の高い審問室・会議室・オフィス等物的施設の充実、財務基盤を含めた組織強化
- ② 仲裁人候補者のリソース・アクセシビリティの強化（国際的なトレーニング機関による国際水準のトレーニングを受け実務経験を有する質の高い仲裁人を豊富にプールしてアクセス容易性を高める）
- ③ 広報活動の充実、強化（例えば、英語その他外国語での情報発信の充実、HPの充実、海外の国際仲裁のイベントへの参加やそこでの情報発信を強化）
- ④ 諸外国の各国際仲裁機関・仲裁関連団体との連携、情報交換の活性化（例えば、日本における講演要請など共催イベントの企画・海外における共催イベントの企画等）
- ⑤ 日本国内の仲裁機関・仲裁関連団体との連携、情報交換の強化
- ⑥ 仲裁機関による仲裁手続管理のあり方の検討

iii. 仲裁の物的施設、サービス提供施設（仲裁センター）の整備

アジア諸国の発展を見るにつけ、我が国における国際仲裁実務の活動及び情報発信拠点となる仲裁の物的施設（比較的安価な審問室や国際会議を開催できるスペースの提供等）、サービス提供施設（通訳や transcript 作成等の関連サービスの斡旋等）の整備が一定の有効性を持つと考えられる。かかる施設は、我が国における仲裁実務のシンボルとしても重要な意味を持ち、内外のユーザーにアクセスしやすい利便性の高い場所に設けることが望ましい。ICSID や PCA を含む国際仲裁機関の窓口やオフィスをその中に設けることも検討に値する。これによって、内外ユーザーにとって我が国における国際仲裁の利便性が高まることが期待される。

iv. 立法

2003年の仲裁法制定により、我が国は国際水準の仲裁法を持つこととなったが、その後2006年UNCITRALモデル法採択等の動きもあり、最先端の仲裁法整備を目指すべく、仲裁廷の暫定措置等の執行力の問題等、仲裁法のさらなる改正について検討すべきである。

v. 行政

- ① 上記仲裁センター設置への支援
- ② 行政機関等による仲裁条項の採用
- ③ 行政から民間に対し仲裁条項の活用についての適切な情報提供を行う（有識者会議での議論）
- ④ 仲裁手続及びその準備のために仲裁人、仲裁代理人、当事者が日本に入国する際のVISA要件を緩和する
- ⑤ 日本を仲裁地とする仲裁における仲裁人の報酬についての何らかの税優遇措置の検討

vi. 司法

- ① 仲裁判断の承認執行の手続や仲裁判断取消申立の手続を迅速に処理し、仲裁判断を速やかに執行する体制作り
- ② 裁判所における国際仲裁実務への理解を深め、裁判所が仲裁手続をサポートする仲裁法上の支援策の活用を促進する体制作り

vii. その他関係機関の連携の強化

- ① 国際仲裁に対する経済界の認識、協力、支援の要請
- ② 経済団体（日本経団連、商工会議所等）の協力、支援体制の強化

V 仲裁人候補者リスト作成のガイドライン

1 投資協定仲裁機関における仲裁人候補の規則上の位置付け

a ICSID

- i. Panel と呼ばれるリストに仲裁人候補となるメンバーが記載されている。Panel のメンバーになるためには、一定の資質を有する者である必要がある（ICSID 条約第14条第1項²⁵）。

²⁵ 同条項は、“Persons designated to serve on the Panels shall be persons of high moral character and recognized competence in the fields of law, commerce, industry or finance, who may be relied upon to exercise independent judgment. Competence in the field of law shall be of particular importance in the case of persons on the Panel of Arbitrators.”（名簿に登載されるために指名される者は、徳望高く、かつ、法律、商業、産業、又は金融の分野で有能の名のある者であって、独立の判断力を行使することができると信頼されるものでなければならない。仲裁人名簿に登載される者については、法律の分野で有能であることが特に重要である。）と定めている。

ICSID 仲裁において、仲裁人は管理理事会議長 ("the Chairman of the Administrative Council")。以下「議長」という。) が ICSID 条約第 38 条の規定に基づいて仲裁人を指名する場合²⁶は Panel から選出する必要がある。他方、ICSID 条約第 38 条の規定に基づいて指名する場合を除けば、Panel 以外から仲裁人を選出することが可能である (ICSID 条約第 40 条第 1 項)。但し、その場合であっても、ICSID 条約第 14 条第 1 項の資質を有する者である必要がある。

また、annulment 手続においては、議長が Panel から annulment の是非の判断を行う ad hoc Committee のメンバー3 名を選出することになる (ICSID 条約第 52 条第 3 項第 1 文)。その場合、仲裁判断を下した者、当該仲裁判断を下したものと同一国籍を有する者、当該紛争の当事国若しくは当事者と同じ国籍の者、又は同一紛争の調停人を務めた者は ad hoc Committee のメンバーになることができない (ICSID 条約第 52 条第 3 項第 2 文)。

このように、ICSID 仲裁において、議長が仲裁人・ad hoc Committee のメンバーを指名する場合には Panel から選出する必要があるという点で、Panel は非常に重要な意義を有する。

- ii. Panel のメンバーは、ICSID の締約国が 4 名ずつ選出できる (ICSID 条約第 13 条第 1 項第 1 文)。この場合、必ずしも当該締約国の国籍の者を選出する必要はない。また、議長 (ICSID 条約第 5 条) は 10 名のメンバーを選出できる (ICSID 条約第 13 条第 2 項第 1 文)。議長による選出の場合、選出されるメンバーはそれぞれ異なる国籍の者である必要がある (ICSID 条約第 13 条第 2 項第 2 文)。

なお、Secretary-General など一定の者は Panel のメンバー (仲裁人候補者) になることができない (Administrative and Financial Regulations の Regulation 13)。

b PCA

PCA 仲裁規則及び利用されることの多い UNCITRAL 仲裁規則には、ICSID と同様の Panel やリストに関する規定は存在しない。なお、PCA 仲裁規則の Introduction において、“The choice of arbitrators is not limited to persons who are listed as Members of the PCA”と記載されている。

る。
²⁶ 仲裁登録の通知の発送から 90 日以内又は紛争当事者が合意する所定期間以内に仲裁廷が構成されない場合に、各当事者の要求により、議長が、まだ選出されていない仲裁人について選出する場合 (ICSID 条約第 38 条第 1 文) を指す。他方、当事者の合意により議長が仲裁人選出機関に指名され、かかる合意に基づいて議長が仲裁人を選出する場合を除く。

2 国際商事仲裁機関における仲裁人候補者リストとの対比

a 各国際商事仲裁機関における仲裁人候補者リストの概要

i. ICC

ICC は仲裁人候補者リストを設けていない。

ii. JCAA

JCAA の商事仲裁規則第 9 条は、「仲裁人選任の便宜をはかるため、協会は仲裁人名簿を常備する。」と定めているが、仲裁人名簿に拘束力はなく、当事者は、仲裁人名簿に登載されていない者を仲裁人に選任することもできる。また、協会が選任する場合も、仲裁人名簿に拘束されない。なお、当該名簿はインターネット上では公開されていないが、仲裁事件の当事者には開示されており、日本の仲裁マーケットにおいて仲裁人を選択するうえでは、JCAA の仲裁人名簿に登載されているか否かは大きな影響力を持つ。

現状の運用では、仲裁人名簿への登載を希望する者若しくは候補者を推薦する者が適宜履歴書を JCAA 宛に送付する。履歴書には、仲裁人の経験や国際仲裁の分野での業績の記載が求められる。JCAA はその候補者について仲裁人名簿への登載を行うか否かを年に 1 度の頻度で決定し、仲裁人名簿に加えるという手順で名簿が拡充されている。

仲裁人名簿への登載基準は非公開とされているが、協会は、登載の可否の検討においては、言語、仲裁人の経験、代理人の経験、法的資格、学問的業績、国籍等を幅広く考慮し、仲裁手続の管理経験に照らし、仲裁人の任にふさわしいと思われる者を選抜している。

iii. AAA (ICDR)

AAA は独自の仲裁人候補者名簿 (Roster) を管理しているほか、AAA の国際部門である ICDR は、仲裁人・調停人パネルの名簿を管理しているが、かかる名簿は一般には公開されていない。また、ICDR が、名簿に登載された者から仲裁人を選定しなければならないとする規則等は見当たらない。実務上は、ICDR が仲裁人候補者を当事者に提示する際に、当該名簿は非常に重視されている。

ICDR のパネルに登載されるための要件としては、(1) 教育・訓練歴として、a. 最低 15 年のシニアレベルでの専門的経験を有すること、b. その専門分野に関する学位及び／又は専門的免許を有すること、c. その専門分野でのリーダーシップを示す表彰歴等を有すること、d. 仲裁・調停・その他の裁判外紛争解決手続における訓練・実務経験を有すること、e. 専門家集団のメンバーであること、f. その他関連する経験や業績 (たとえば記事の発表等) を有すること、(2) 中立性として、a. 差別や偏見を持たないこと、b. 法律上、ビジネス上又は取引上の原則を評価し適用する

能力があること、(3) 裁定能力として、a.ヒアリングの手続きを管理する能力があること、b.徹底的かつ公平に証言や証拠を評価する能力があること、(4) 評判として、a.業界内でその完全性、公正性及び良好な判断について最上の敬意を持たれていること、b.AAA 仲裁人倫理規範及び／又は調停人行為基準を熱心に遵守していること、(5) ADR 手続きへの関与として、a.選任された場合に時間と努力を惜しまないこと、b.ICDR のガイドラインに基づく継続的教育プログラムへの参加を望んでいることが求められており、また、(6) 自らの専門分野で活動している専門家 3 名以上からの推薦状の提出が要求されているなど、ICDR のパネルへの登載要件は厳格なものとなっている。また、上記要件を備えれば必ず登載されるわけでもない²⁷。

パネルの見直しは毎年行われている。

なお、ICDR は、特にエネルギー関連紛争に関しては、別途 Energy Arbitrators List を作成し運用している。

iv. SIAC

SIAC はウェブサイト上で仲裁人候補者のリストを公開している。

ただし、仲裁規則上では当該リストについては言及されておらず、当該リストに登載されている者から仲裁人を選定しなければならないわけではない。

SIAC のリストに登載されるための基準としては、PQE (Post-qualified Experience) が 10 年、CIArb 及び SIArb.等トレーニング機関のフェローシップ等の資格、仲裁人としての経験を 5 件以上有すること、2 件以上の仲裁判断をドラフトした経験があること、30 歳から 75 歳の間であることが求められる。しかし、以上の基準を満たしたとしても、必ずしも名簿に登載されるわけではない²⁸。その点については SIAC が、仲裁マーケットにおける評判等に基づいて裁量により決めているとのことである。

なお、SIAC には正規のリストの他に、予備的 (Reserve) パネルの名簿が存在する。SIAC は、小額の紛争をかかる予備的パネルの名簿の仲裁人に割り振り、SIAC のガイダンスの下において実際の経験を積ませており、2 年ほど予備的パネルを通じ経験を積んだ優秀な仲裁人は、正規のリストに昇格させるという仕組みが用いられている。

仲裁人候補者の名簿は 2 年に 1 度更新されるが、各仲裁人候補者が更新を受けるための要件は特に定められていない。

²⁷

https://www.adr.org/cs/idcplg?IdcService=GET_FILE&dDocName=ADRSTAGE2015410&RevisionSelectionMethod=LatestReleased 参照。

²⁸

<http://www.siac.org.sg/our-arbitrators/standards-for-admission-to-siac-panel> 参照。

v. HKIAC

HKIAC はウェブサイト上で仲裁人候補者のリストを公開している。

ただし、仲裁規則上では当該リストについては言及されておらず、当該リストに登載されている者から仲裁人を選定しなければならないわけではない。

HKIAC は仲裁人候補名簿として Panel of Arbitrators と List of Arbitrators の二つの名簿を作成している。Panel of Arbitrators には国際仲裁人として経験が豊富な仲裁人候補者名を掲載し、List of Arbitrators には、Panel of Arbitrators の掲載された仲裁人候補者ほど仲裁人としての経験はないものの、仲裁人として選任するに足りるだけの国際仲裁の実務経験を積んだ仲裁人候補者名を掲載している。

パネルへの登録の要件としては、仲裁人としての相当な実務経験を有すること、東アジアにおいて相当なコネクションを有すること、有罪判決を受けたことや仲裁人としての能力に疑義を生じるような不正行為に関する懲戒を受けたことがないことを示すことが求められている²⁹。パネルへの登録は3年間有効であり、更新を受けるためには最低限の継続的専門性発展活動（Continuing Professional Development）を行ったこと、当該3年以内に最低限の実務活動を行ったことなど、HKIAC が定める更新の要件を充足する必要がある³⁰。

b 小括

商事仲裁機関における仲裁人候補者リストの扱いについては、そもそも作成がなされているか否か、リスト登載の要件としてどのような要件を課しているか、かかる要件が公表されているか否か、リストの更新時に候補者に何らかの要件が課されるか否か、ウェブサイト等でリスト自体が公開されているか否か、主たるリストと補助的なリストの二段構成を取っているか否かといった点を含め、商事仲裁機関によって区々である。もっとも、いずれの商事仲裁機関においても、仲裁人候補者リストに登録された者から仲裁人を選任しなければならないとする規則上の定めは見当たらない。この意味で、ICSID 仲裁における仲裁人候補者 Panel の位置付けとは異なる面がある。

3 仲裁人候補者リスト作成において考慮されるべきポリシー

仲裁人候補者リスト作成において考慮されるべきポリシーに関して、ICSID 仲裁においては、Panel のメンバーの選出にあたって一定の資質の要求及び制限を定める規定が存在する。

まず、仲裁人候補者リストたる Panel のメンバーの資格について、高い道徳的資質を

²⁹ <http://hkiac.org/index.php/en/arbitrators/guidelines-for-inclusion-on-hkiac-panel-of-arbitrators> 参照。

³⁰ <http://hkiac.org/index.php/en/arbitrators/guidelines-for-inclusion-on-hkiac-panel-of-arbitrators/60-renewal-of-arbitration-panel-membership> 参照。

持ち、法、商業、産業、若しくは金融の分野において資質があると認知された者であり、かつ、当該メンバーに対して、独立性を有する判断を下すことを期待することができるに足りる人物であることが必要とされる（ICSID 条約第 14 条第 1 項第 1 文）。特に、（調停人ではなく）仲裁人の Panel のメンバーの資格としては、法分野の資質が特に重要であるとされている（ICSID 条約第 14 条第 1 項第 2 文）。

また、議長が Panel のメンバーを選出する場合は、ICSID 条約第 14 条第 1 項の規定に加えて、Panel が世界の主要法系及び経済活動の主要形態が名簿の上で代表されるように確保することの重要性についても十分な考慮を払うべきであるとされている（ICSID 条約第 14 条第 2 項）。

なお、Panel のメンバーの選出の際には、特段の異議手続はない。もっとも、選任された仲裁人に関しては、上記資質を有さないことが明らか（"a manifest lack of the qualities"）である場合、当事者の申立により、当該仲裁人は当該仲裁手続きから排除され、別の仲裁人に代わられることになる（ICSID 条約第 57 条、第 58 条）。また、ICSID 仲裁規則は、仲裁人に対して、“I shall judge fairly as between the parties, according to the applicable law, and shall not accept any instruction or compensation with regard to the proceeding from any source except as provided in the Convention on the Settlement of Investment Disputes between States and Nationals of Other States and in the Regulations and Rules made pursuant thereto.”というフォームで確認書に署名することを要求している（ICSID 仲裁規則 6 条）。

ICSID 条約等の定め及び投資協定仲裁の性質上、仲裁人候補者リスト作成にあたって、以下の点が考慮されるべきである。

a 独立性

ICSID 条約第 14 条第 1 項に規定されているとおり、Panel のメンバーの選出に当たっては、所定の資質を有する者であって、独立した判断を下すことを期待することができるに足りる人物であることが必要とされている（ICSID 条約第 14 条第 1 項第 1 文）。また、仲裁人の国籍に関する制限（ICSID 条約 38 条及び 39 条）及び確認書への署名の要求（ICSID 仲裁規則 6 条）も、仲裁人としての独立性が要求されていることのあらわれである。国際仲裁一般において、仲裁人の独立性を確保することは重要であるところ、これは投資協定仲裁においても同様である。したがって、仲裁人候補者リスト作成においても、各仲裁人候補者の独立性が考慮されるべきである。

b 公平性

前記のとおり、Panel のメンバーの選出に当たっては、独立した判断を下すことを期待することができるに足りる人物であることが必要とされているところ（ICSID 条約第 14 条第 1 項第 1 文）、かかる独立した判断を期待するためには仲裁

人としての公平性（不偏性）を備えていることが前提となる。また、仲裁人の国籍に関する制限（ICSID 条約 38 条及び 39 条）及び確認書への署名の要求（ICSID 仲裁規則 6 条）も、ICSID 仲裁において仲裁人としての公平性（不偏性）が要求されていることのあらわれである。国際仲裁一般において、仲裁人の公平性（不偏性）を確保することは重要であるところ、これは投資協定仲裁においても同様である。したがって、仲裁人候補者リスト作成においても、各仲裁人候補者の公平性（不偏性）が考慮されるべきである。

c 公共性

一般の商事仲裁とは異なり、投資協定仲裁は公共の利益に関する事項を扱うものである。したがって、仲裁人候補者リスト作成においては、独立性及び公平性（不偏性）のみならず、公共性の観点からも考慮されるべきである。

例えば、日本が締結した投資協定の中には、仲裁人について国際法等について見識を有することを考慮すべきとしたものがある³¹。

4 仲裁人候補者リスト作成において考慮されるべき要素の検討

a 実務歴

＜各国インタビューの結果・有識者委員会における言及＞

アジア諸国におけるインタビューにおいて、国際商事仲裁の振興に力を入れている仲裁関係者からは、

「ICSID の仲裁人リストの候補者に関しては、投資協定仲裁を多く経験していることが重要であり、投資協定仲裁の案件を数多く経験しているということは、マーケット・テストを通っているということである。」

「基本的に、投資協定仲裁と商事仲裁とで、仲裁人に必要な資質は同様である。」

「国の中には有名な大学の名誉教授ではあるが、仲裁実務に実際に関与したことがなく、自国の法律以外の法律を知らない仲裁人を名簿に載せてくるところがあるが、このような仲裁人は投資協定仲裁においては全く機能せず、仲裁関係者全員のストレスの元凶でしかない。」

「(ICSID の仲裁人リストの候補者に関しては、) 国際法の専門家としての資質と仲裁実務家としての資質双方が求められる。国際法の大学教授で仲裁実務に携わったことのない人が仲裁人として適切な資質を有するかは悩ましいところである。仲裁においては、実体法の正しい適用にもまして、手続の適性が極めて重要であるが、仲裁実務経験のない大学教授が適正手続に十分配慮できるか一抹の不安を感じることもある。」

³¹ 日本-コロンビア BIT30 条 4 項は、「紛争当事者は、仲裁人の任命に当たり、仲裁裁判所の仲裁人が国際公法、外国投資に関する法又は紛争当事者の間に生じた投資紛争の対象となっている事項について専門知識及び能力を有すべきであることを考慮する。」と規定する。

という旨の言及があった。

また、近年 ICSID パネル候補の充実に力を入れている国の国際投資協定仲裁関係者からは、

「ICSID のパネル候補 4 名のうち、2 人は著名な仲裁実務家、2 人は元裁判官であり、いずれも国際的な紛争案件に通じている者を選んでおり、実務経験を重視している。」

「以前の我が国の選任した ICSID パネルの推薦リストには必ずしも国際法の専門家でなくても経験豊富なシニアの弁護士や裁判官経験者も候補者に含まれていた。しかしながら、2006 年、我が国と米国が FTA 交渉を開始したことにより、我が国政府は、ICSID による国際投資協定仲裁の被申立人になる現実的可能性を考え、リストを大幅改訂した。我が国政府は、仲裁実務家などに推薦者を聞くなど国際的な評判を重視し、最終的な ICSID の仲裁人と調停人の推薦者を決定した。」

「現在は、国際投資協定仲裁事件の経験はなくとも、国際商事仲裁人としての経験や国際商事仲裁事件の申立代理人の経験のある実務家の 4 名が選任されている。そのうち 1 名は ICSID 仲裁事件の Chairman として ICSID により選任されている。」という旨の言及があった。

これらの点に関して、第 2 回有識者会議での議論において、

「・・・投資協定仲裁の仲裁人の経歴はまさに様々である。あるカテゴリーの人物がとりわけ多いという説明は難しい。問題は、仲裁人としての第 1 回目の事件をどうやって獲得するかという点である。当事者の代理人を経験して獲得するというケースもあるが、必ずしもそのような形ではなく、まったくそのような経験をせず選任されるということもある・・・」という発言があった。

<提言>

投資協定仲裁又は国際商事仲裁の分野において実務歴を有するか否かという点は、候補者選定において重要な要素であり、投資協定仲裁・国際商事仲裁に関して豊富な実務歴を有する経験者を積極的に仲裁人候補者リストに登載すべきとの点は当然である。しかし、たとえば形式的に一定年数・一定件数以上の経験を要することなどを要件として定めてしまうと、今後投資協定仲裁又は国際商事仲裁の実務の活性化が必要な日本においては、仲裁人名簿の登録候補者が非常に限られてしまうという問題が生じうる。全く実務歴のない候補者を選択することは、仮にその候補者が高名な学者であっても避けるべきという意見もあるところであり（アジア諸国インタビュー）、この観点からは最低限の実務歴は要求すべきと考えられるが、日本において投資協定仲裁において仲裁人経験者を育成するためにも、実務歴が浅くとも他の観点に照らして仲裁人候補者として望ましい人材であれば積極的に候補者リストに載せるという姿勢が求められる。

また、本報告書 II 3 において検討したとおり、投資協定仲裁・国際商事仲裁に関

する実務歴以外に、国際機構の行政裁判所裁判官・国際判断機関のパネルメンバーや国際機構等の国家代表など、国際的かつ公的な場においての実務経験が豊富な者であることも仲裁人として選定されるためには重要と考えられる。この点については、今後かかる公的な場に日本からの仲裁人候補者を参加させることにより、仲裁人として選任される可能性をさらに高めることができるものと考えられることから、国からの積極的な後押しが期待される。

b 専門学識

<各国インタビューの結果・有識者委員会における言及>

アジア諸国におけるインタビューにおいて、

「国家対私人というスキームになるため、より高度な倫理的センスも必要。通常の商事仲裁と異なり、投資協定仲裁の場合には必ず国境をまたがり、コモンローとシビルローの衝突等、国際的なより強い衝突が起きる。したがって、国際法への深い理解が不可欠。一般的な商事仲裁とは異なり、投資協定仲裁においては参考になる先例が少ない場合が多く、投資協定の解釈指針となる条約もウィーン条約法条約しか存在しない場合もあるため、より高度な国際法への理解と感覚が要求される。」

「ICSID の仲裁人候補者には国際仲裁の実績に加えて国際法に対する知見が重要。」という旨の言及があった。

<提言>

国境をまたぎ、国家対私人という形での紛争が生じ、条約の解釈が問題となる投資協定仲裁の分野においては、国際法の知識が必要となる。よって、国際法に関する学識・知見を有する者を積極的に仲裁人の候補者として選択するという方向は推奨されるべきものと思われる（この点、本報告書Ⅱ3において述べたように、仲裁人・特別委員会委員に選任された回数が多い上位 21 名中 11 名は国際公法を専攻とする人物であった。）。もっとも、国際法についての深い学識を必須要件としてしまうことは、候補者の幅を狭めることになるという問題がある。

また、本報告書Ⅱ3において述べたとおり、仲裁人・特別委員会委員に選任された回数が多い上位 21 名中 7 名は研究者から選任されているのに対し、アジア地域及びサヘル以南のアフリカ地域から選任された仲裁人・特別委員会委員のうち研究者から選任されている例はほとんどないことから、現時点ではこの地域には実務に耐える研究者があまりいないと認識されていることが推察される。日本から国際法の研究者を仲裁人候補者として選定する場合は、その国際法の学識のみではなく、本報告書に掲げるその他の要素を十分に加味したうえで、実際に仲裁人に選任される可能性が高いといえるかを検討する必要がある。

なお、仲裁の実務経験を持つ者と、国際法の知見・実務経験を有する者は、必

ずしも一致しないところでもあるので、両者のバランスが取れたリストの作成を試みるべきである。

c 使用可能国語

<各国インタビューの結果・有識者委員会における言及>

アジア諸国におけるインタビューにおいて、英語を母国語とする国際投資協定仲裁関係者から、

「母国語が英語であるという点は、国際仲裁マーケットにおけるアドバンテージである。」という旨の言及があった。

この点に関し、第2回有識者会議における議論において、

「・・・ICSIDの事務局と話して指摘されたのは、外国語の能力である、投資協定仲裁では英語以外が問題になることがあり、例えば、スペイン語やフランス語がそのまま使われることがある。・・・」

「・・・仲裁人の資質として、何が特に重要である、というのは言いにくい。しかし、いずれにしても外国語能力が一定水準に達していないと話にならない。特に日本人の場合は、日本人としてある程度の水準に達しているというだけでなく、中身を伴う外国語能力が必要である。・・・」という発言があった。

<提言>

主に英語を母国語とする者から指摘されてきた点ではあるものの、投資協定仲裁が渉外的紛争解決である以上、共通言語としての英語の能力が一定程度に達していることは、やはり仲裁人として必須の条件であるといえる。

その他の申立人又は被申立国のローカル言語が使用可能であるということも、仲裁人としてかかる申立人又は被申立国の意図するところを正確かつ迅速に把握するうえで役立つと同時に、当該ローカル言語圏の当事者らからの信頼を得るうえでも大きなアドバンテージになりうる。たとえば、フランス語、スペイン語等の能力は投資協定仲裁実務において重視されてきたところであり、実際に投資協定仲裁の仲裁人に選任されている者も、ほぼ全員が母語と英語に加えてフランス語を作業言語としており、スペイン語が使える者も多い（その一方でアジア地域及びサヘル以南のアフリカ地域から選任された仲裁人・特別委員会委員の使用言語はほぼ、母語と英語のみに限られており、この点がこの地域からの選任が少ないことの理由の一つとなっている可能性があるという点については、本報告書II3において指摘したところである。）。また、今後投資協定仲裁に関与する当事者がアジアやアフリカ等の地域でさらに増加することも考えられ、望ましい言語的素養が多様化する可能性もある。よって、英語に加えて他の言語が使用できることも、候補者選定のうえでのプラスの要素として考慮されるべきである。

d コモンロー法文化の経験知見

<各国インタビューの結果・有識者委員会における言及>

アジア諸国におけるインタビューにおいて、コモンロー系の法体系に属する国の国際投資協定仲裁関係者から、

「通常の商事仲裁と異なり、投資協定仲裁の場合には必ず国境をまたがり、コモンローとシビルローの衝突等、国際的なより強い衝突が起きる。したがって、国際法への深い理解が不可欠である。」

「コモンローをベースにしている国家であるというのは国際仲裁マーケットにおけるアドバンテージである。」

という旨の言及があった。

<提言>

シビルローの法文化圏に属する日本において、コモンロー法文化に精通している人材は限定されると思われるが、渉外的な紛争における対立の原因の一つとして、コモンローとシビルローの衝突が生じている場合に、その問題について正しく把握し理解する能力があることが望ましいのはいうまでもない。よって、(在外研究・留学等を通じて) コモンロー法文化の経験・知見を有することは、候補者選定における考慮されるべき要素といえる。

e 利益相反性（当事者代理歴）

<提言>

国際仲裁一般において、仲裁人業務を行っている実務家は当事者の代理人としても業務を行っていることがある。このように、仲裁人が別の事件でカウンセルを務める場合、仲裁人の不遍性・独立性の面で問題視されることがあり（いわゆる「Double Hat」の問題）、仲裁人の忌避といった事態に繋がりうる。特に、投資協定仲裁においては、一般的な商事仲裁とは異なり、「投資」の定義等、条約解釈をめぐる法律問題が争点となることが多く、同一又は類似の法的論点が争いとなりうるため、Double Hatの問題がより深刻となりうる。

この問題については、そもそも日本では投資協定仲裁の経験者自体が少なく、日本人から仲裁人候補者を選定する関係では、当面の間は表面化しない問題と考えられる。しかし、今後投資協定仲裁マーケットが成熟化し、日本の仲裁人候補者らに経験値が蓄積されてきた場合には、その当事者代理歴が仲裁人の忌避の原因ともなりうるのであるから、仲裁人候補者リスト作成の上でも考慮すべき要素の一つとなりうる。

f ジェンダー及び国籍

<各国インタビューの結果・有識者委員会における言及>

アジア諸国におけるインタビューにおいて、

「現在のICSID仲裁の仲裁人の国籍は欧米諸国が多いが、ICSIDのSecretary Generalは、女性やアジア人の仲裁人候補者に非常に興味を持っており、現在ICSIDのChairmanが指名したICSID仲裁人のパネルには欧米人以外の多様性(Diversity)のある人選がなされている。今後アジア人がICSID仲裁における仲裁人として選定される可能性は高まっているとのことである。」

という旨の言及があった。

この点、第2回有識者会議の議論において、

「・・・ICSIDが力を入れているのは、Diversityである。西ヨーロッパ・男性・白人といった者ではない適格者を入れようとしている・・・」

という発言があった。

<提言>

ICSIDがジェンダー・国籍等における多様性を目指している以上、それを意識した人選が重要となる。

かかる多様性の観点から考えると、国際仲裁の世界では比較的マイノリティである日本人が、投資協定仲裁の仲裁人として選任される可能性はある。その意味では、日本が提示する仲裁人候補者リストに日本人のみを挙げたととしても、そのこと自体に問題はないと思われる。

なお、ジェンダーという意味では、日本が提示する仲裁人候補者のリストにおいて、性別上もバランスがとれていればより望ましいと考えられる。

g 年齢

<提言>

他の仲裁人、代理人や当事者等に対してリーダーシップを発揮できる仲裁人候補者が仲裁人として選任されやすいと考えられることから、相当程度の実務上の経験を積んでいる人物を候補者として選択することが望ましいと考えられるところ、そのような人物はある程度シニアな年齢層に属することが多いと予想される。この点について、本報告書II3において検討した仲裁人・特別委員会委員に選任された回数が多い上位21名の初指名時の平均年齢は、57.4歳である。また、アジア地域及びサヘル以南のアフリカ地域から選任された仲裁人・特別委員会委員については初指名時の平均年齢が64.8歳であり、上位21名の平均年齢よりも明確に高くなっている。

もともと、次の世代への円滑な交代や、連続性の確保という意味では、仲裁人候補者には高齢者ばかりでなく、ある程度若い世代を取り入れるということも考慮されるべきである。

h レピュテーション・ネットワーク・コネクション

<各国インタビューの結果・有識者委員会における言及>

第2回有識者会議の議論において、

「・・・仲裁人選任のうち、当事者による仲裁人選任と仲裁人が選ぶ仲裁廷の長としての仲裁人の選任とは違う。まず、当事者が選ぶ場合、当事者の代理人から名前が出なければならず、知らない人はなかなか選ばれない。最初の第一歩が難しい。・・・やはり自分の経験でも知らない人を選ぶというのは大変である。・・・」という発言があった。

<提言>

上記2 a で記載した通り、AAA (ICDR) 及び SIAC は、その仲裁人候補者リストを作成するうえで、仲裁人候補者の仲裁コミュニティにおける評判を重視している。また、HKIAC は、その仲裁人候補者リストの作成において、「東アジアにおいて相当なコネクションを有すること」という要素を「相当の実務歴を有すること」と同列に扱い重視している。ICSID においても、同様に仲裁コミュニティにおける評判をある程度考慮しているものと思われる。

仲裁人候補者リストを作成し、仲裁人候補者を掲載したところで、実際に仲裁人として選択されなければ意味がない。この意味で、仲裁コミュニティにおいて幅広いネットワーク、多様なコネクションを有し、良好なレピュテーションを有していることは重要な要素といえる。

具体的には、著名な仲裁機関・仲裁団体において活動歴があることは、仲裁人候補者を選抜するうえで重要な着目点になりうる。また、特に ICSID とコネクションのある人物は、有力な仲裁人候補者となりうるものと考えられる。

なお、レピュテーションに関連する事項として、本報告書 II 3 において述べたとおり、実際に数多く指名されている仲裁人の特徴として関連分野での著作が多数あるという点が挙げられている。このことから、関連著作を国際的に数多く発表しているという要素も仲裁人選定の上で考慮されている可能性があり、仲裁人候補者リストに載せるべき人物を選定する上での一つの重要な要素といえる。

i コミュニケーション能力

<各国インタビューの結果・有識者委員会における言及>

第2回有識者会議の議論において、

「・・・A氏は、非常によくできる、頭の良い人物である。彼によればフランス語に比べて英語はそれほどできないそうだが、聞くのが上手である。相手をやっつけるのではなく、説得力のある方法で反論する、A氏のそういった発言には感心させられていたので、そのような能力は大事だと思う。言葉の総合的な能力が大変重要であるが、これは人柄とも関連性があると思う。表現しにくいけど、A氏については、場数を踏んでそういう能力を獲得したのではないかと思う。さらに、共同の仕事なので、一般的な社交性も大切である。」

「その点(前記発言)については、今回インタビューを行った仲裁実務家でICSIDのパネルにも選ばれている方が、人の話を聞くというのは仲裁人としてとても重要な資質であるとコメントしていたこととも共通する。」

「・・・仲裁人の資質の一つとして人の話をよく聞くという点に加えるとすれば、良い意味での常識を持っている人というのが挙げられる。商事仲裁を見ても、素晴らしい実績や語学能力があったとしても、常識がないと良い仲裁人たりえてない。申立人、被申立人、他の仲裁人に対して、その人の話を一生懸命感度を高くして聞いた上で、説得できる能力が必要であるが、仲裁人の中でもそういう能力がある人とそうでない人がいる。」

という発言があった。

<提言>

仲裁人に望ましい資質として、話を聞く、他人を説得するといったコミュニケーション能力が含まれることは、投資協定仲裁・国際商事仲裁双方に共通するものと思われる。したがって、上記のレピュテーション・ネットワーク・コネクションと重なる面があるが、コミュニケーション能力に特に優れている人物は仲裁人候補者としてプラスに評価すべきである。

j 発言力・影響力

<提言>

日本の仲裁人候補者が実際に仲裁人として選ばれた暁には、当人はその後の事件においても繰り返し選任されることのみならず、日本における先駆者として投資協定仲裁の実務を牽引していくこと、そして、日本を代表する仲裁人として国際的な投資協定仲裁コミュニティにおいて存在感を示していくことが期待される。その意味で、仲裁人候補者リストに記載する人物の選定は、将来の日本の投資協定仲裁実務を背負って立つ人物を選定する作業に他ならず、候補者においても、この期待に応えうる発言力・影響力を持つ人物であることが望ましい。

k アベイラビリティ (Availability)

<各国インタビューの結果・有識者委員会における言及>

アジア諸国におけるインタビューにおいて、

「仲裁はスピードが重要であるから、近時 Availability は実務上かなり重要。・・・優秀な仲裁人の条件として、法律面の素養は当然だが、公平性と Availability は非常に重要である。特に availability は、なかなか期日が設定できないケースや、仲裁判断をドラフトするのに長期間かかるような忙しい仲裁人では満たさない要件であり、近時は特にその重要性が増している。」

という旨の言及があった。

<提言>

投資協定仲裁は、その利用の促進という観点に加え、手続きに要するコストの低減化や、被申立国に対する濫訴への対応可能性の確保といった観点からも、迅速化が望まれる。また、ICSID により仲裁人に選ばれても、ICSID 仲裁に時間を十分に割くことができない人物では十分な審理や充実した起案を期待することができない。その意味で、仲裁人候補者のアベイラビリティも重要な考慮要素であるといえる。

l 仲裁人候補者リスト作成のプロセス

<提言>

商事仲裁機関におけるリストの作成方法としては、リストに登載されたいと考える者が自ら仲裁機関に応募するというのが基本的な入り口となっているが、投資協定仲裁の分野は日本又は日本の当事者が関与する案件自体もまだ少なく、候補者からの自発的な自薦のみに頼っていては望ましい人材を十分に集められない可能性がある。よって、政府が、非政府組織たる仲裁関係団体（例えば JCAA や JAA）や投資協定仲裁に知見を有する専門家らから適切な人材に関する情報を収集するなどし、積極的に潜在的候補者らに自薦・他薦を促す努力が必要であると考えられる。また同時に、日本の仲裁関係団体等からも政府に対して、積極的に潜

在的候補者について情報提供することが望ましいと考えられる。

また、実際の候補者選定の判断基準については、詳細な要件を設けることは、候補者のリソースが少ない日本においては必ずしも適切ではないように思われるため、ある程度柔軟な運用を可能とすべきである。

m リストの更新

<提言>

ICSID のリストへの登録は、6 年に一度更新されるが、一度登録されたのちに、全く活動実績がなかったにもかかわらず、自動的に登載が残り続けると、リストが陳腐化する可能性がある。よって、リスト更新のたびに、その時点において、リストに記載されている候補者が上述の各要素に照らしてもなお候補者として適切かを継続的に審査する必要がある。

n 小括

<提言>

1 人の仲裁人候補者が、上記のすべての要素との関係で好ましい人物と評価されることは難しく、そのような人物を選びだそうとするのは現実的ではない。この点、まずは何をおいても日本の仲裁人候補者リストから初指名を受けていくことを当面の目標とすべきであるところ、本報告書 II 3 において指摘した通り、アジア地域及びサヘル以南のアフリカ地域から選任された仲裁人の多くは ICSID 事務局による選任であり、多様性確保に関する ICSID 事務局の姿勢がうかがえるところである。そこで、ICSID から実際に仲裁人として選択されうる仲裁人候補者のリストを作成するためには、上記各要素を総合的に勘案したうえで、この候補者は国際仲裁の実務歴が豊富で他の仲裁人経験者からの信頼も厚い、この候補者は国際法の権威であり著名な論文を数多く出している、この候補者は比較的若く経験も浅いが仲裁コミュニティにおいて非常に評判が良い、といったように、各候補者それぞれについてアピール可能な特徴を考慮し、ICSID が多様性の観点から仲裁人として選択したくなるような顔ぶれを揃えることが重要と考えられる。

VI おわりに

有識者会議での有識者の一人であられた小寺彰教授が、本年 2 月に逝去された。教授は、日・マレーシア投資協定で KLRCA が投資仲裁も担当できるようになっていることを挙げて JCAA によるそのような担当の実現可能性、あるいは、投資協定仲裁案件における日本政府・企業による日本弁護士雇用の積極化をも視野に入れることを有識者会議で示唆された。

いずれも投資協定及びそれに基づく仲裁制度の発展に向けた我が国からの主体的発信

と貢献を念頭に置き、そのための道標とでもいふべきアイデアを示されたものであるとともに、JAA 会員である仲裁実務家への叱咤激励としても受け止められるものであった。投資協定仲裁の日本における研究と実務的發展のために、多大な貢献をされた先生のご冥福を心からお祈りする。

本報告書は、経済産業省からの委嘱により、JAA が作成したものであるが、実際の作業においては、以下に記載する同協会投資協定仲裁委員会メンバーの協力を得ている。

公益社団法人日本仲裁人協会

川村 明（理事長）

森 徹（事務局長）

投資協定仲裁委員会

鈴木五十三（委員長）

高取 芳宏	手塚 裕之	早川 吉尚	古田 啓昌（副委員長）
青木 大	井口 直樹	一色 和郎	出井 直樹 井上 葵
大貫 雅晴	小原 淳見	唐沢 晃平	児玉 実史 平 征三朗
飛松 純一	土門 駿介	豊島ひろ江	

（敬称略、五十音順）